

平成 21 年版

海洋の状況及び海洋に関して講じた施策

内閣官房 総合海洋政策本部事務局

目次

はじめに	1
第1部 海洋の状況	2
1 トピックス ―海洋のこの1年―	2
2 特集 我が国における海洋政策推進体制の現状 ― 海洋基本法の成立を受けて ―	17
第2部 海洋に関して講じた施策	27
1 海洋資源の開発及び利用の推進	27
2 海洋環境の保全等	28
3 排他的経済水域等の開発等の推進	30
4 海上輸送の確保	31
5 海洋の安全の確保	33
6 海洋調査の推進	35
7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等	36
8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化	37
9 沿岸域の総合的管理	39
10 離島の保全等	40
11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	41
12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成	43
参考図表	45

はじめに

我が国の海洋政策の基本的方向性を示した「海洋基本法」が平成 19 年 4 月に成立し、本基本法に基づく「海洋基本計画」が平成 20 年 3 月に策定されました。

本書は、これらの法律等に基づき、政府が、毎年度、海洋の状況及び海洋に関して講じた施策について取りまとめ公表するためのものです。

本書の構成は、第 1 部として、①平成 20 年度の我が国の海洋に関する主な話題をトピックスとして取り上げるとともに、②特集として、「我が国における海洋政策推進体制の現状」について取りまとめ、また、第 2 部では、海洋に関して政府が平成 20 年度以降に講じた施策について取りまとめています。

本書により、我が国の海洋の状況等について国民の皆様のご理解が深まることを期待しています。

第 1 部 海洋の状況

1 トピックス ―海洋のこの 1 年―

平成20年度、我が国においては、様々な海洋に関する話題がありました。ここでは、その主なものをトピックスとして紹介します。

(1) 海洋基本計画の策定と、海洋に関する取組

平成20年3月に海洋基本計画が閣議決定されました。これにより、従来にも増して政府の海洋に関する取組が進んでいます。

ここでは、その中でも主なものを6つ取り上げます。

① 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行

我が国の貿易量の99.7%を担う外航海運では、日本船籍・外航日本人船員が極端に減少しているという現状があります。また、国内貨物輸送の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担う内航海運や、年間1億人が利用する国内旅客船については、人的基盤である内航船員の高齢化が著しく、10年後に約2割程度の船員不足が生じる恐れがあります。

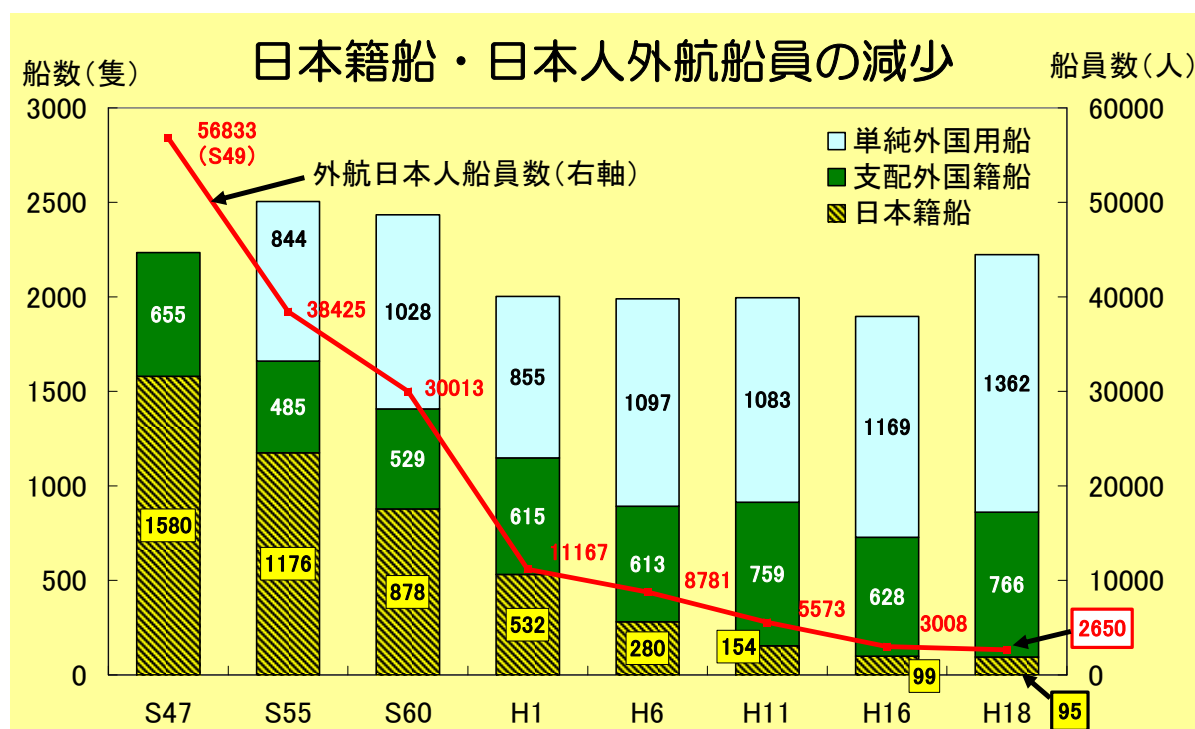
こうした海運業界の現況を踏まえ、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本籍船の確保、船員の育成及び確保を図るため、トン数標準税制の導入等を内容とする「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案」が平成20年5月30日に成立し、同年7月17日に施行されました。

同法に基づき、国土交通大臣は、平成20年7月31日に基本方針を策定するとともに、日本船舶・船員確保計画の認定申請を行った外航船舶運航事業者10社に対して、平成21年3月24日に認定を行いました。



液化天然ガス運搬船 アル ジャスラ

(日本籍船) 資料提供：(社)日本船主協会



グラフ：日本籍船・日本人外航船員の減少

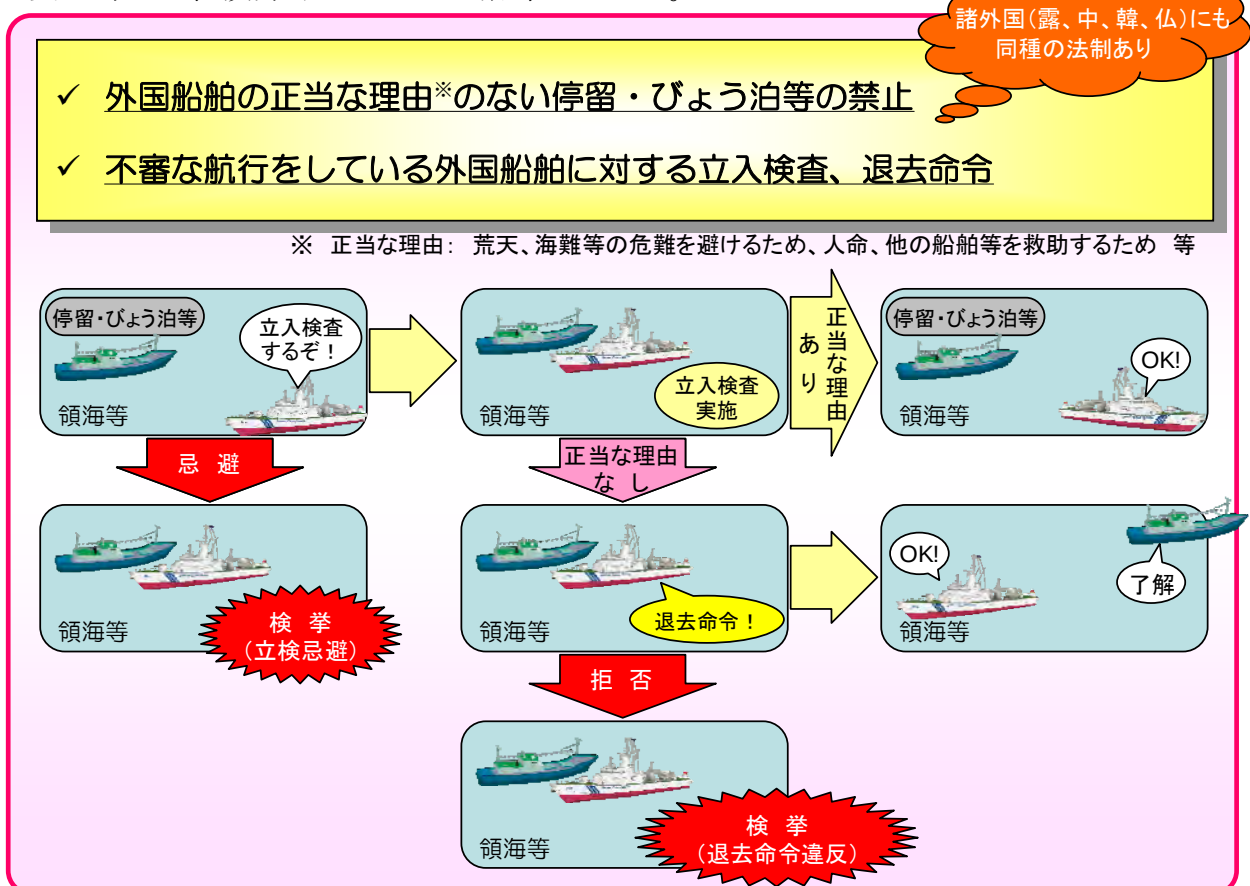
② 領海等における外国船舶の航行に関する法律の施行

四面環海の海洋国家である我が国では物資輸送の多くを海上輸送に依存しており、海洋の安全、特に領土に近接し、国際法上我が国の主権が及ぶ領海及び内水（以下「領海等」という。）の安全を確保することが我が国の安全の確保にとって重要となっています。

しかしながら、領海等における外国船舶の航行の秩序が十分に維持できておらず、海洋法に関する国際連合条約において許容されない不審な行動を領海等において行っている外国船舶が少なからず存在しており、このような外国船舶が関係している海難や犯罪の発生又はこれらの増加につながりかねない状況になっていました。

こうした状況を踏まえ、領海等の安全を確保するための法律として、平成20年7月1日に、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」が施行されました。この法律により、領海等における外国船舶の航行は継続的かつ迅速に行わなければならない、我が国領海等における外国船舶の停留、びよう泊、係留、はいかい等を伴う航行や日本の港への出入りを目的としない内水の航行は原則として禁止されました。

海上保安庁では、平成20年7月1日から12月31日までの半年間で、我が国領海等において、停留等を行っていた79隻の外国船舶に対して同法に基づく立入検査を実施し、うち、再三の指導に従わなかった1隻に関しては同法に基づき領海外への退去を命じました。また、正当な理由がないのに停留等を行っていると認められた外国船舶113隻に対して、領海外への退去を指導しました。



図：領海等における外国船舶の航行に関する法律のイメージ

③ 海洋立国推進功労者表彰の設立、「海の日」記念式典・シンポジウムの開催

海洋基本法の成立及び海洋基本計画の策定に伴い、新たな海洋立国日本の実現を図るため、内閣総理大臣表彰として、「海洋立国推進功労者表彰」が設立されました。

この表彰は、科学技術、水産、海事、自然環境など海洋に関する幅広い分野における顕著な功績を挙げた個人・団体を表彰し、その功績を広く世にお知らせすることにより、国民の海洋に関する理解を深めていただくとするものです。



右上写真：第1回海洋立国推進功労表彰受賞者の方々

前列左より／井上氏（京都府立海洋高校）、栗林氏、小宮山選考委員長、冬柴大臣（当時）、小森氏、湯原氏
後列左より／水口氏（京都府立海洋高校）、青木氏、齊藤氏（象潟水産学級）、南崎氏、内田氏
（各氏の経歴、受賞内容については http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kettei_h20.pdf を参照）

また、「海の日」を契機に青少年を中心として多くの国民に「海」の魅力や重要性を伝え、海への興味を持ってもらうために第1回「海の日」記念式典・シンポジウムが平成20年7月18日に行われました。

第1部では海洋立国推進功労者表彰が行われ、京都府立海洋高等学校等6名2団体が受賞しました。また、第2部のシンポジウムでは基調講演及び受賞者によるパネルディスカッションが行われました。



上写真：「海の日」シンポジウムの様子

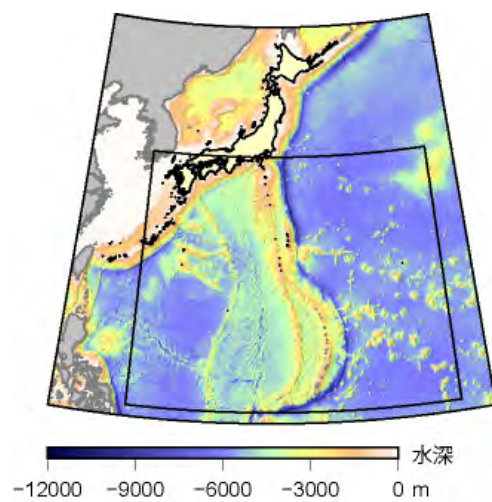
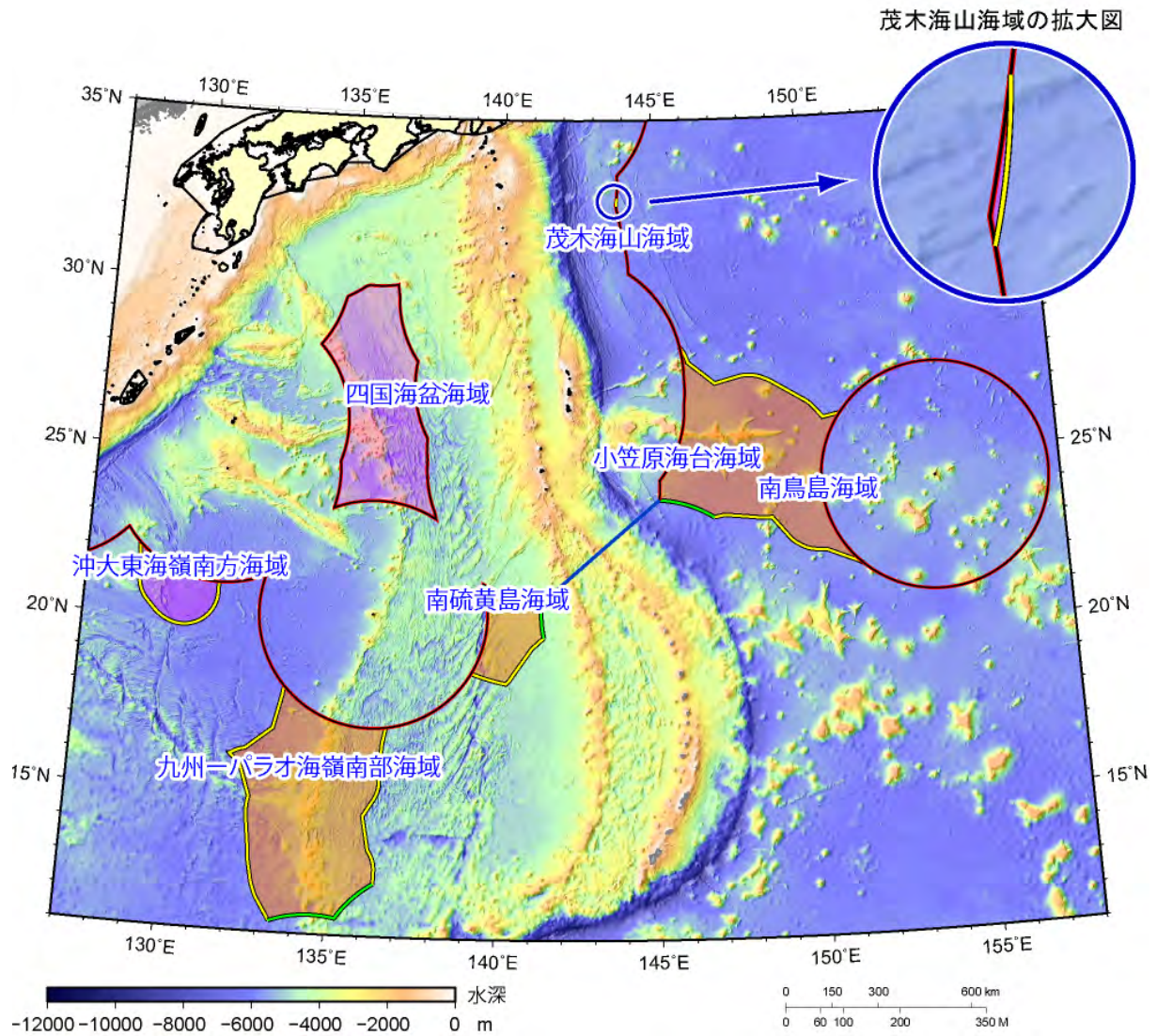
④ 延長大陸棚に関する情報を大陸棚の限界に関する委員会に提出

国連海洋法条約は、海洋資源の管轄海域として沿岸国の領海基線から200海里までの海底及びその下を「大陸棚」とし、海底が領土の自然の延長である場合には200海里を超えて大陸棚を設定できると規定しています。大陸棚においては、沿岸国は天然資源（海底及びその下の鉱物その他の非生物資源及び定着性生物）を探索し、開発する主権的権利を排他的に行使することが認められています。（なお、大陸棚の上の水域については、このような権利は及びません。）

200海里を超える大陸棚を設定しようとする場合、一定の期限までに地形等大陸棚の限界に関する情報を、同条約に基づき設置された「大陸棚の限界に関する委員会」（以下、「委員会」という。）に提出し、委員会の勧告に基づいて行う必要があります。

我が国では、平成14年6月に「大陸棚調査に関する関係省庁連絡会議」を内閣に、平成15年12月に「大陸棚調査対策室」を内閣官房に設置し、政府一体となった取組の体制を構築しました。平成16年8月に関係省庁連絡会議が「大陸棚画定に向けた基本方針」を決定し、これに基づき、内閣官房の総合調整の下、外務省、文部科学省、経済産業省、海上保安庁その他関係省庁が連携して、海域での調査、委員会に提出する情報の作成、国際情報の収集等を実施してきました。

海域での調査は平成20年6月に完了し、同年10月31日に開催された総合海洋政策本部会合において、我が国が委員会に提出する大陸棚の限界が決定されました。同年11月12日、大陸棚の限界に関する情報を委員会に提出し、平成21年3月25日、委員会の全体会合において、我が国の延長大陸棚に関する口頭説明を行いました。今後、委員会において、我が国の情報を審査する小委員会が設置され、専門的な審査が行われるため、今後とも関係省庁が緊密に連携・協力しながら対応していくことにしています。



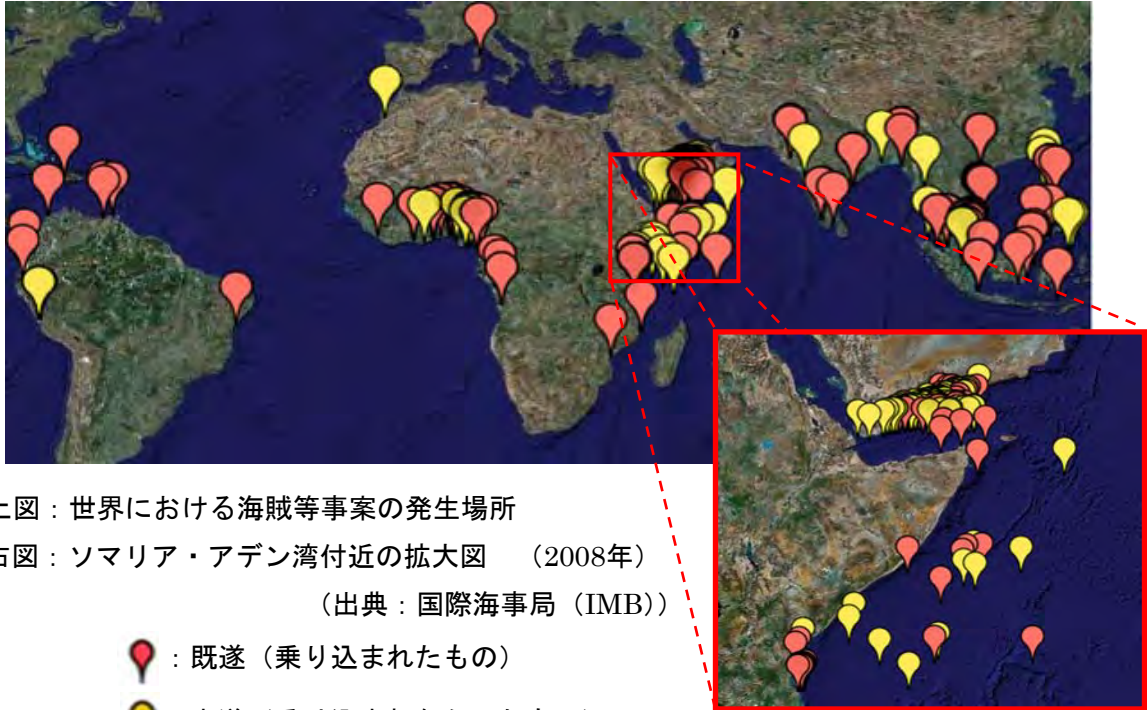
図：我が国が申請した大陸棚の限界

(ピンクおよびオレンジ色で示された部分が今回申請された海域。)

なお、オレンジ色で示す海域については相対国の延長された大陸棚と重なる可能性があるため、我が国と当該国の双方が、必要に応じて協議の上、延長された大陸棚の境界画定を行う必要があります。)

⑤ ソマリア周辺海域での海賊被害の増加とその対策

近年、世界の海上輸送路の要衝であるソマリア沖・アデン湾において海賊行為が急増・多発しており、国際社会全体にとって脅威となっていることから、国連安全保障理事会において平成20年度中に4度にわたりソマリア沖の海賊・武装強盗行為対策に関する決議が採択されました。我が国もこれら決議のうち3つの決議の共同提案国になっています。



上図：世界における海賊等事案の発生場所

右図：ソマリア・アデン湾付近の拡大図（2008年）

（出典：国際海事局（IMB））

📍：既遂（乗り込まれたもの）

📍：未遂（乗り込まれなかったもの）

公海上の海賊行為は、世界の海上貿易を阻害する悪質な犯罪であり、国連海洋法条約は、すべての加盟国に対し、海賊行為の抑止に協力することを求めています。海洋国家として貿易量の99.7%を外航海運に依存する我が国として、海賊行為に適切かつ効果的に対処するため、平成21年3月13日に、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」（海賊対処法案）を第171回国会に提出し、6月19日に成立しました。



（海上自衛官と同乗の海上保安官（手前））

一方、ソマリア沖の海賊事案の急増・多発が、我が国国民の生命及び財産並びに海上交通の深刻な脅威となっている現状にかんがみ、当面の応急措置として、平成21年3月13日に内閣総理大臣の承認を得て、防衛大臣が、自衛隊法第82条に基づく海上における警備行動を発令して、「さざなみ」、「さみだれ」の護衛艦2隻をソマリア沖・アデン湾に派遣し、3月30日から日本関係船舶の護衛活動を開始しました。護衛艦には海上保安官が同乗し、海賊の逮捕、取調べといった司法警察業務に的確に対処していくことにしています。また、広大なアデン湾において日本関係船舶の護衛を効果的に行うため、P-3C哨戒機2機をジブチ共和国に派遣し、6月11日から警戒監視等の活動を開始しました。



写真：P-3C哨戒機（防衛省提供）

7月24日の前記、海賊対処法施行後には、我が国関係船舶のみならずすべての船舶を保護の対象として、海賊行為に適切かつ効果的な対処が可能となり、また、海上における公共の秩序維持に、我が国として一層の貢献をすることが可能となります。



写真：護衛艦「さざなみ」（右端）と「さみだれ」（左端）（防衛省提供）
（中央は、艦載の哨戒ヘリコプターと2隻の特別機動船）

⑥ 海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の策定

天然資源の少ない我が国にとって、他国の資源政策の影響を受けない安定的な供給源として、我が国の領海・排他的経済水域・大陸棚に賦存する石油・天然ガスやメタンハイドレート等の資源が注目されるようになりました。

これら海洋における資源の探鉱・開発を積極的に推進していくため、平成21年3月24日に、総合海洋政策本部において「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」が了承されました。

本開発計画は、メタンハイドレート及び海底熱水鉱床の実用化に向けた探査・技術開発等に係る道筋・スケジュール等を示したほか、平成20年2月に導入した資源エネルギー庁の三次元物理探査船「資源」を有効活用し、我が国周辺の石油・天然ガスの探査等を進めることなどを内容としています。

本計画にしたがって、関係省庁等の政府関係機関及び民間企業が一体となって海洋資源の開発を強力に推進していくことにしています。

我が国の海洋におけるエネルギー・鉱物資源の概要

	メタンハイドレート	海底熱水鉱床	石油・天然ガス
説明	低温高圧の条件下で、水分子がメタン分子に取り込まれた氷状の物質	海底から噴出する熱水に含まれる金属成分が沈殿してできた鉱床	生物起源の有機物が厚く積もった海底の堆積岩中に賦存
含有するエネルギー・鉱物資源	メタンガス（天然ガス）	銅、鉛、亜鉛、金、銀やゲルマニウム、ガリウム等レアメタル	石油、天然ガス
分布する水深	水深1,000m以深の海底下約数百m	500m～3,000m	水深数百m～2000m程度（探掘可能範囲）の海底下数千m
写真			
賦存・分布場所	南海トラフに相当量が賦存。	沖縄近海や伊豆・小笠原海域に賦存。	我が国EEZに石油・天然ガスの賦存が見込まれる堆積盆が分布。新潟沿岸の浅海において、石油や天然ガスの生産を実施。

表：海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に取り上げられた資源

（各資源の開発計画等は http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/CS/ene_kou.html を参照）

（２） その他の海洋に関する話題

海洋基本計画が策定される以前より、海洋に関する取組は進められております。ここでは、そのうちいくつかの話題を紹介します。

① 下村博士がノーベル化学賞を受賞

下村脩博士らは、緑色蛍光タンパク質の発見に関して2008年度のノーベル化学賞を受賞し、平成20年12月10日に授賞式が行われました。

下村博士は、光を放つオワンクラゲから緑色蛍光タンパク質（GFP：イクリオンと命名）を発見するとともに、その発光メカニズムを解明しました。このGFPは生命科学等の分野で不可欠なものとなり、アルツハイマー病やガンの転移のメカニズムの解明など、医療の研究にも役立てられています。

この受賞により、オワンクラゲを展示している水族館が話題を集めるなど、海の生物への関心も高まりました。



写真：首相官邸におけるノーベル賞受賞者への内閣総理大臣感謝状授与式
（平成 21 年 3 月 27 日、中央左が下村博士）

② ウナギの産卵親魚を世界で初めて捕獲

近年、養殖用のニホンウナギの稚魚（シラスウナギ）の資源が減少しているため、人工種苗による稚魚の供給が望まれています。

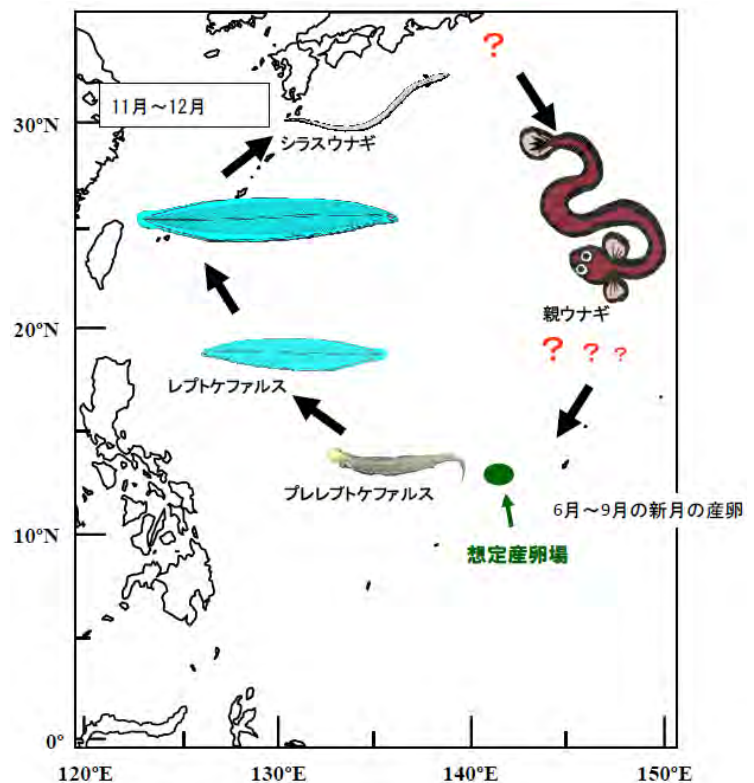
人工種苗の生産技術を高めるため、自然界における親ウナギの生態を解明する必要があります。しかしながら、ウナギの産卵場所と想定される西部太平洋の西マリアナ海嶺南部の海山周辺地域では、これまで天然のウナギの成魚が発見された例がなく、親ウナギの回遊や産卵、仔魚の生育のための海域環境についてはほとんど分かっていませんでした。

そこで、農林水産省（水産庁）と独立行政法人水産総合研究センターはウナギの生態解明に向けた親ウナギの捕獲調査を行ってきました。その結果、平成20年6月及び8月に産卵海域と想定された海域で、成熟したニホンウナギ4個体（雌雄2個体ずつ）及び仔魚の捕獲に成功しました。ウナギ属の成熟個体の海洋での捕獲は世界で初めてのことであり、成熟個体が確認された海域の環境を飼育下にある親ウナギに再現することで種苗生産を効率的に進めるようになること等が期待されます。

今回の発見は、ウナギの人工的な生産技術を向上させるのに不可欠なウナギの回遊や産卵生態の解明への大きな前進といえます。



写真：捕獲したニホンウナギの雄



図：想定されているニホンウナギの産卵生態

③ 大学における海洋に関する新たな学際的教育・研究の展開

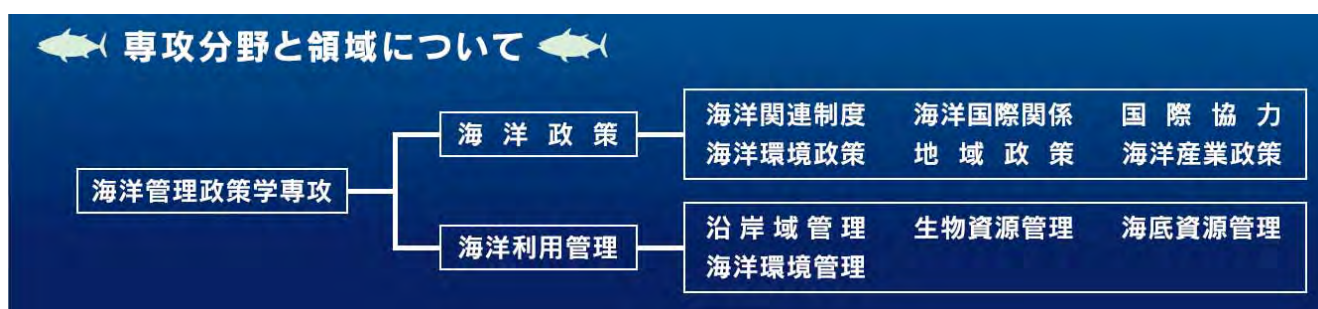
海洋に関する様々な政策課題への確に対応するためにも、科学的知見を充実させるためにも、また、国際競争力のある海洋産業を育成していくためにも、必要な知識及び能力を備えた優秀な人材を育成していくことが求められています。

特に、海洋に関する様々な事象は相互に密接に関連していることから、海洋立国を支える人材には、多岐にわたる分野につき総合的な視点から事象を捉えることのできる幅広い知識や能力を有する者を育成していくことが重要です。

このようなことから、近年、様々な大学において文理融合型の新たな組織やカリキュラムが創出されてきています。その例を紹介します。

○ 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科「海洋管理政策学専攻」

東京海洋大学では、平成 20 年 4 月、海洋の諸問題解決のため海洋を総合的かつ計画的に調査・利用・管理すること、そのための政策を立案することが不可欠という観点から、海洋の環境、海洋の資源、海上交通、海洋情報及び海洋の安全等に伴う具体的諸問題を学際的に教育研究し、社会的ニーズに即した政策立案を目指す新しい学問分野として、「海洋管理政策学専攻」が設置され、幅広い教育・研究活動が行われています。



図：東京海洋大学 海洋管理政策学専攻の特色（東京海洋大学ホームページより）

○ 東京大学「海洋アライアンス」

東京大学では、平成 19 年 7 月 3 日、東京大学の機構の 1 つとして「海洋アライアンス」の設立を決定し、6 つの研究科、3 つの研究所、2 つの研究センターなどを中心として、全学にわたる部局横断的な海洋教育研究の核が形成されました。

海洋アライアンスでは、社会から要請される海洋関連課題の解決に向けて、グローバルな観点から国と社会の未来を考え、海への知識と理解を深め、新しい概念・技術・産業を創出し、関係する学問分野を統合して新たな学問領域を拓いていくとともに、シンクタンクとして我が国の海への取り組みに貢献していく活動が行われています。（概要図を次ページに掲載）

国内外連携組織

Domestic and International Institutions for Cooperation

研究科	Graduate Schools
研究所	Institutes
センター	Centers

総合文化研究科
Graduate School of Arts and Sciences

理学系研究科
School of Science

工学系研究科
School of Engineering

農学生命科学研究科
Graduate School of Agricultural and Life Sciences

新領域創成科学研究科
Graduate School of Frontier Sciences

公共政策大学院
Graduate Schools of Public Policy

地震研究所
Earthquake Research Institute

東洋文化研究所
Institute of Oriental Culture

生産技術研究所
Institute of Industrial Science

史料編纂所
Historiographical Institute

海洋研究所
Ocean Research Institute

アジア生物資源環境研究センター
Asian Natural Environmental Science Center

気候システム研究センター
Center for Climate System Research

海洋学際
教育プログラム
Interdisciplinary Education
Program on Ocean
Science and Policy

学際的・政策的
海洋研究プログラム
Interdisciplinary
Research Program

総合海洋基盤(日本財団)プログラム
The Program for the Basis of Marine Affairs
supported by The Nippon Foundation

その他外部資金によるプロジェクト等
Research or Education Project founded by others

海洋アライアンス
UT Ocean Alliance



情報の発信
Information Transmission

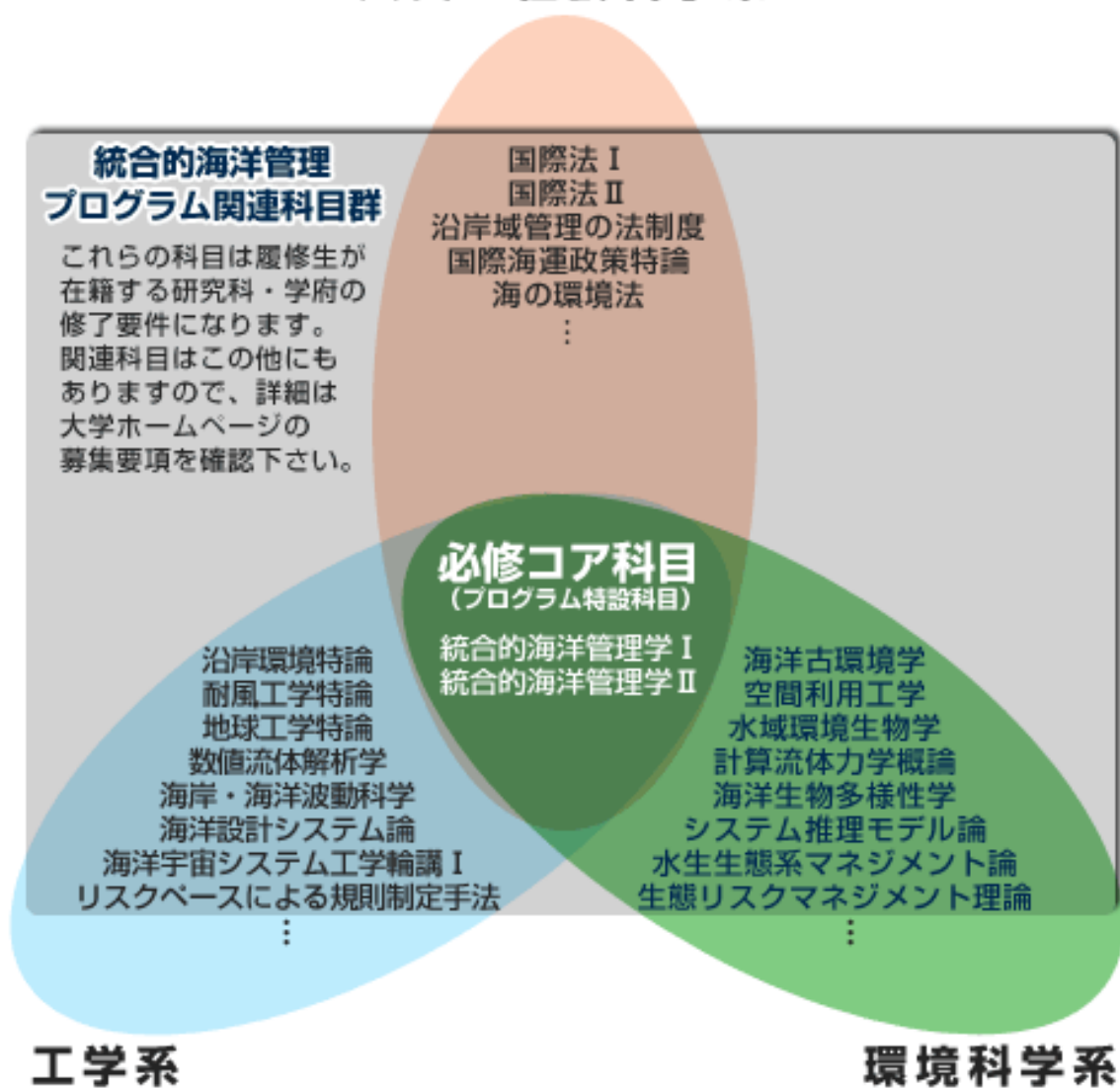
海のシンクタンク
Ocean Think-tank

人材育成
Human Resource Development

○ 横浜国立大学統合的海洋教育・研究センター

横浜国立大学では、平成 19 年 6 月、海洋に関わる様々な環境問題、社会・経済・産業問題の解決のためにはこれら課題の学際的教育が必要という観点から、広く全学の大学院修士課程学生を対象に、海洋に関する科学・技術と法律・行政について総合的な知識基盤を育む教育カリキュラムを開発し、統合的海洋管理・海事産業振興に寄与する人材育成を行うため、海洋に関する科学・技術と法律・行政について統合的な知識基盤を育む教育・研究拠点として統合的海洋教育・研究センターが開設され、教育・研究活動が行われています。

人文・社会科学系



図：横浜国立大学 統合的海洋管理プログラム（横浜国立大学ホームページより）

2 特集 我が国における海洋政策推進体制の現状

— 海洋基本法の成立を受けて —

(1) 海洋を取り巻く諸情勢

地球は生命を育む海を持つ太陽系で唯一の惑星であり、海は地球表面の7割を占め、人類を含む地球上の多様な生物の生命を支えています。ユーラシア大陸の東、太平洋の西に位置し四面環海の我が国は、その歴史を通じて、物資輸送の場として、食料確保の場として積極的に海洋を利用してきました。その一方で、津波、高潮等の海洋の脅威から生命・財産を守ることは重要な課題です。このように我が国は、海洋とともに発展し、今後も海洋と共に歩んでいく国の一つでもあります。

また海洋は、人類共通の基盤であり、国際的な協調が必要となるため、早くから国際的なルールが形作られてきました。1994年には新たな海洋秩序である「国連海洋法条約」が発効しました。この条約により、領海と公海に加え、排他的経済水域、大陸棚等その機能や利用目的に応じた海域区分が導入されるとともに、公海部分が減少し、公海における自由な活動も制約される一方、沿岸国の権限が拡大することになりました。その結果、6千余りの島々で構成される我が国は、国土面積の12倍にも及ぶ、世界で第6位とも言われる広大な管轄海域を持つに至り、それと同時に我が国は管轄海域を適切に管理する義務を負うことにもなったのです。

さらに、人口増加や経済社会活動の活発化などによる地球規模での環境問題の深刻化を受け、1992年の国連環境開発会議において「持続可能な開発」を原則とする「リオ宣言」、「アジェンダ21」が採択されました。環境面でも、温暖化に伴う海面上昇、広域化する海洋汚染、海洋生態系の攪乱等、海洋においても環境問題は顕在化しつつあります。海洋が地球全体の環境の形成・維持に果たしている役割の重要性を踏まえ、海洋における環境問題のみならず、地球環境問題全般について、海洋との関わりを重視しなければならない状況となっていると言えるでしょう。

(2) 海洋の適切な管理を行うために

海と共に生きてきた我が国は、海洋の恵みを受けつつ、様々な形で海洋を利用してきました。そのため我が国の行政も、利用者の立場で海洋という「場」をどう利用するかという視点で政策を進めてきました。しかしながら、様々な海洋利用が輻輳してきたこと、陸域の諸活動が海洋に与える影響も無視できなくなってきたこと、今後の利活用や産業化の可能性を秘める資源の存在が明らかになってきたこと等から、海洋という「場」の可能性や容量を考慮し、「場」を管理する立場で政策を立案し、決定するシステムの構築が不可欠になってきたのです。

また、国連海洋法条約が発効した後も、国際社会では海洋の管理と利用を巡る動きは活発です。我が国としても、これらの動きに対して、海洋を管理する立場からの明確な姿勢を持って対応する必要があるのです。

（３） 海洋基本法の制定と海洋基本計画の策定

このような状況を背景として、海洋基本法が平成 19 年 4 月 20 日に成立し、同年 7 月 20 日に施行されました（図 1．海洋基本法について（概要）参照）。海洋基本法では、海洋に関し、6 つの基本理念が定められていますが、これらは、国のみならず、地方公共団体や事業者も含む海洋関係者があまねく規範とすべき考え方と言えるでしょう。また同法では、国は、「これらの基本理念にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」とされており、この責務を遂行するために海洋基本計画を定めるべきことが規定され、また、国の組織として総合海洋政策本部を設置することが規定されています。

このほか海洋基本法には、海洋に関して国が講ずべき 12 の基本的施策が示されています。これらは互いに重複する関係にあるものもありますが、この 12 の施策で海洋政策の全体像をカバーしているものと言えるでしょう。

わが国で最初の海洋基本計画は、平成 20 年 3 月 18 日に閣議決定され、公表されました（図 2．海洋基本計画の概要 参照）。海洋基本計画は、総論及び 3 つの部から構成されています。初の基本計画ということもあり、総論においては、「海洋と我々との関わり」や「我が国の海洋政策推進体制」など基本計画策定に至る経緯を概観しています。また、このほか総論では、5 年間という計画期間に加え、期間中に目指すべき 3 つの政策目標として、

- ① 海洋における全人類的課題への先導的挑戦
- ② 豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり
- ③ 安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献

を掲げています。さらに、これらの政策目標を達成するため、第 1 部において、基本法に定める 6 項目の基本理念に沿って施策展開の基本的な方針を、第 2 部において、基本法に定める 12 項目の基本的施策について、集中的に実施すべき施策、関係機関の緊密な連携の下で実施すべき施策等など総合的・計画的推進が必要な海洋施策を、第 3 部において、海洋施策推進のために必要なその他の事項（諸施策の実施内容の見直し、年次報告の作成・公表等）を定めています。

（４） 海洋に関する諸課題に適切に対応するための海洋政策推進体制

先にふれたように、海洋という「場」の可能性や容量を考慮し、「場」を管理する立場で政策を立案し決定するシステムを構築すること、いわば「海洋管理者」の視点を持って、「全体として検討」することが不可欠です。また、我が国の排他的経済水域が 7 つの国・地域と接していることからわかるように、国際的な視野を持つとともに、相手国と我が国の主張が重複する海域について、国際ルールに則って自らの管轄権の及ぶ海域を適切に管理するのみならず、形成途上である海洋秩序の形成に積極的に取り組んでいかななくてはなりません。

このような海洋政策の推進に当たるための体制として設置されたのが総合海洋政策本部です（図 3 「我が国の海洋政策の推進体制」参照）。総合海洋政策本部は、内

図1. 海洋基本法について（概要）

背景

- ◎ 食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割の増大
- ◎ 海洋環境の汚染、水産資源の減少、海岸侵食の進行、重大海難事故の発生、海賊事件の頻発、海洋権益の確保に影響を及ぼしかねない事案の発生等、様々な海の問題の顕在化

海洋政策の新たな制度的枠組みの構築が必要

海洋基本法の成立（平成19年4月20日）、施行（同7月20日）

基本理念

- | | |
|------------------------|-------------|
| ①海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和 | ②海洋の安全の確保 |
| ③科学的知見の充実 | ④海洋産業の健全な発展 |
| ⑤海洋の総合的管理 | ⑥国際的協調 |

基本的施策

- ①海洋資源の開発及び利用の推進
- ②海洋環境の保全等
- ③排他的経済水域等の開発等の推進
- ④海上輸送の確保
- ⑤海洋の安全の確保
- ⑥海洋調査の推進
- ⑦海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- ⑧海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ⑨沿岸域の総合的管理
- ⑩離島の保全等
- ⑪国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ⑫海洋に関する国民の理解の増進等

海洋政策の推進体制

国

- 総合海洋政策本部の設置
(本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、海洋政策担当大臣)
 - ・ 有識者からなる参与会議の設置（10名）
 - ・ 事務局の設置（関係8府省、47名）



- 海洋基本計画の策定
(海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を規定。
おおむね5年ごとに見直し。)



地方公共団体

各区域の自然的社会的条件
に応じた施策の策定、実施

事業者

基本理念に則った事業活動、
国・地方公共団体への協力

国民

海洋の恵沢の認識、
国・地方公共団体への協力

図2. 海洋基本計画の概要

目指すべき
政策目標

- 目標1 海洋における全人類的課題への先導的挑戦
- 目標2 豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり
- 目標3 安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献

計画期間:5力年間
(5年後(平成24年度)を見通して策定)

第1部 基本的な方針

① 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

水産資源の回復、エネルギー・鉱物資源の技術開発プログラムの策定等が必要



サンゴと魚たち
出典:水産庁HP

② 海洋の安全の確保

安全の確保のための制度の整備と体制強化、海上交通の安全確保、自然災害の脅威への対応強化等が必要



タンカー火災事故
出典:海上保安庁HP

③ 科学的知見の充実

海洋に関する調査・研究体制の整備、人材の育成・確保、研究開発の戦略的推進等が必要



しんかい6500
出典:(独)海洋研究開発機構HP

④ 海洋産業の健全な発展

海洋産業の国際競争力や経営基盤の強化、新産業創出の促進等が必要



コンテナ船
出典:国土交通省港湾局HP

⑤ 海洋の総合的管理

海洋の様々な特性を総合的に検討する視点を持って、国際海洋秩序の形成、EEZ等の適切な管理等に取り組むことが必要



総合海洋政策本部参与会議の様子
出典:総合海洋政策本部HP

⑥ 海洋に関する国際的協調

海洋秩序の形成・発展に先導的役割を果たすとともに、国際司法機関の活用・支援、国際連携・協力の積極的推進等が必要



国連会議の様子
出典:国連広報センターHP

第2部 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

① 海洋資源の開発及び利用の推進

水産資源の管理措置の充実、取締り強化等。エネルギー・鉱物資源の商業化に向け資源調査等を推進。

② 海洋環境の保全等

海洋保護区のあり方の明確化と設定、水環境の改善、漂流・漂着ゴミ対策、地球環境保全への貢献。

③ 排他的経済水域等の開発等の推進

大陸棚限界設定の努力。科学的調査等の制度整備を含む検討・措置。エネルギー・鉱物資源開発計画。

④ 海上輸送の確保

外航海運業の国際競争条件整備、船員等の育成・確保のための環境整備、海上輸送拠点の整備。

⑤ 海洋の安全の確保

安全の確保のための制度の整備、体制強化、海上交通の安全確保、自然災害への対応強化等を推進。

⑥ 海洋調査の推進

海洋管理に必要な海洋調査の実施、海洋情報の一元的管理・提供・蓄積体制の整備。

⑦ 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

研究開発の推進、船舶等の施設設備や人材等の基盤整備及び関係機関の連携強化。

⑧ 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

経営体質の強化、技術力の維持等による競争力の強化、海洋バイオマス等新技術の開発・導入。

⑨ 沿岸域の総合的管理

総合的な土砂管理等の陸域と一体の施策、適正な利用関係の構築、管理のあり方の明確化等の推進。

⑩ 離島の保全等

離島の保全・管理に関する基本的方針の策定、創意工夫を生かした産業振興等による離島の振興。

⑪ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

周辺海域の秩序、国際約束の策定等に対応。国際的取組への参画、諸分野での国際協力を推進。

⑫ 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

海の日における表彰等の行事の推進、学校教育及び社会教育の充実、人材の育成。

我が国の経済社会の健全な発展
及び国民生活の安定向上

海洋と人類の共生への貢献

第3部 その他必要な事項

施策の効果的な実施、関係者の責務及び相互の連携・協力、情報の積極的な公表

閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び海洋政策担当大臣（現在、国土交通大臣が兼任）を副本部長、他のすべての国務大臣を本部員というメンバーで構成されています。

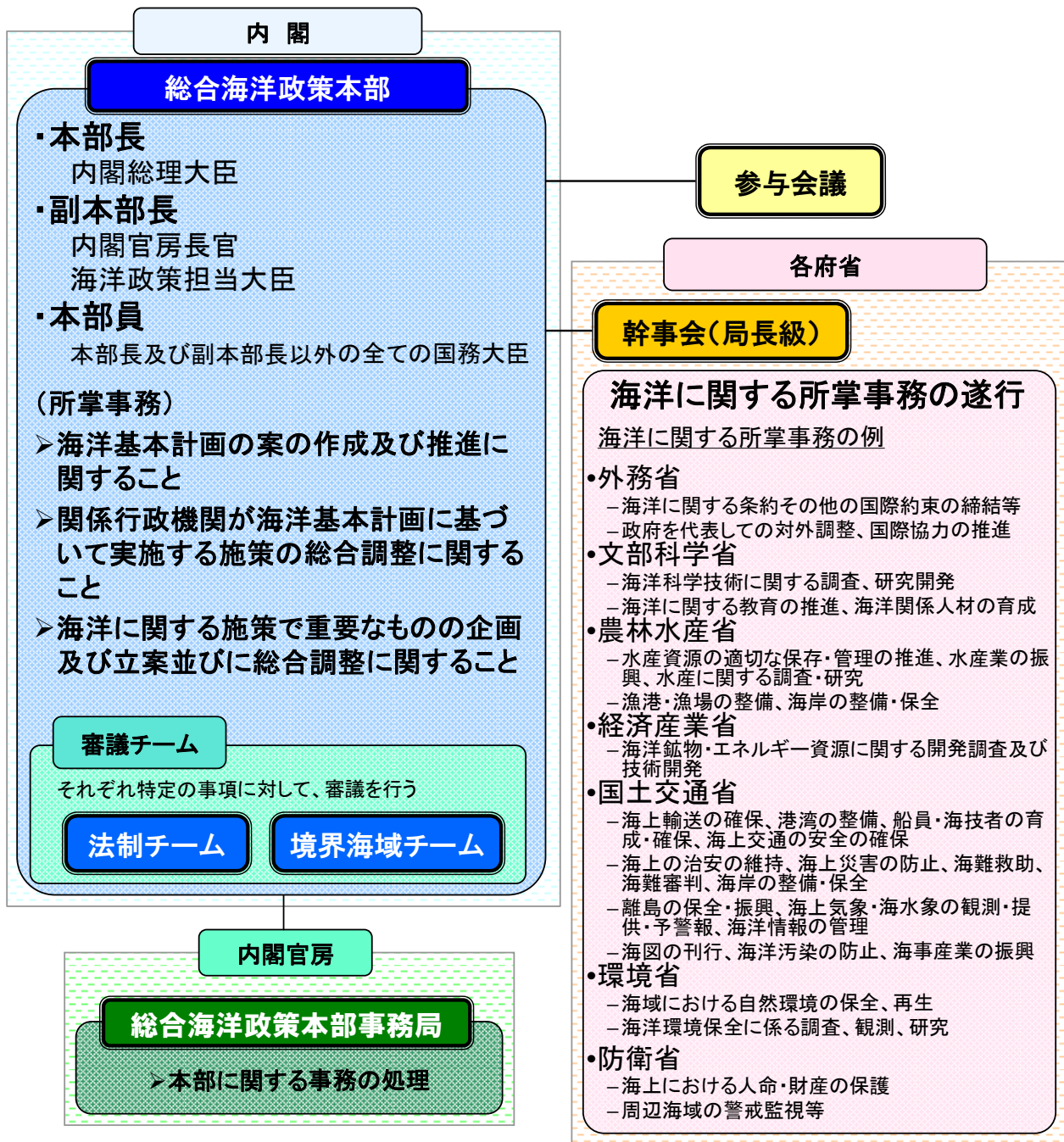


図3 我が国の海洋政策推進体制

総合海洋政策本部は、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に置かれる組織であり、

- ① 海洋基本計画の案の作成と実施の推進
- ② 関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整
- ③ その他海洋に関する重要施策の企画・立案・総合調整

に関する事務を行います。また、本部には、これらの任務の確実な実施を図るため、特定事項の審議を行う「法制チーム」と「境界海域チーム」が設置されるとともに、本部、法制チーム、境界海域チームには、各々、関係府省の局長級のメンバーから成る幹事会が設置されています。

さらに、「本部に、海洋に関する幅広い分野の有識者から構成される会議を設置し、その意見を反映させること」との基本法制定時における国会の決議を踏まえ、海洋に関する施策に係る重要事項を審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べるための参与会議が設置されています。

（（参考）総合海洋政策本部が開催する会議の開催状況：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kaisai.html>）

なお、本部の事務処理は内閣官房において行うこととされており、その事務を処理するために、内閣官房に総合海洋政策本部事務局が設置されました。

ここで重要なことは、海洋に関する施策に関し全閣僚が参加する主要施策の企画、調整を行う組織が設けられたことです。これにより多岐にわたる海洋政策を強力に調整、推進することが可能になりました。

まさに、総合海洋政策本部を中心に、海洋に関わる様々な事象を視野に入れた「海洋管理者」の視点を持って、施策を「全体として検討」するとともに、総合海洋政策本部と関係府省が連携・協力して「総合的かつ一体的に行う」こととしたものです。したがって、国における海洋に関する施策の推進体制とは、基本法に基づき新たに設置された組織だけでなく、各府省も含めた総体として把握される必要があることに注意が必要です。

なお、関係府省がそれぞれの所掌事務に基づき実施する個々の施策については、参考図表 2「各府省における海洋に関する業務」にまとめております。

（５） 主な海洋施策とその推進体制

海洋基本計画の公表と合わせて、以下の 11 項目の「海洋基本計画における主な海洋施策」を本部事務局から公表しています。これらの施策は、基本計画の諸施策の中でも、とりわけ総合的視点や「海洋管理者」の視点を持って、「全体として検討」企画・立案・総合調整に取り組むべき施策と考えており、内閣官房を中心に関係府省が一丸となって取り組んでいくこととしています（参考図表 5「海洋基本計画における主な海洋施策」参照）。

① 我が国における海洋保護区の設定の推進

生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用に資するため、海洋保護区について、我が国におけるあり方を明確化するとともに、その適切な設定を推進する。

（関係府省：文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等）

② 大陸棚延長のための対策の推進

我が国の 200 海里の排他的経済水域の外側において「海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）」に定める大陸棚の延長を確保するため、大陸棚調査を実施するとともに、条約に基づき設置された「大陸棚の限界に関する委員会」に提出する資料の作成、委員会での審査への対応等を行う。

（関係府省：外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省 等）

③ 外国船による科学的調査・資源調査への対応

我が国の排他的経済水域等における鉱物資源の探査の管理及び外国船による科学的調査が我が国の同意を得ずに実施される等の問題への対応策について、制度上の整備を含め検討し、適切な措置を講じる。

（関係府省：外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 等）

④ エネルギー・鉱物資源の計画的開発

平成 21 年 3 月に「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を策定し、同計画の下で排他的経済水域等に賦存する石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等の探査・開発を着実に推進し、メタンハイドレート及び海底熱水鉱床については、今後 10 年程度を目途に商業化を目指す。

（関係府省：経済産業省 等）

⑤ 安定的な国際海上輸送の確保

我が国の外航海運業の国際競争力の向上を図るとともに、日本籍船及び日本人船員の確保を図るための施策を講じる。

（関係府省：国土交通省 等）

⑥ 海洋の安全に関する制度の整備

我が国周辺海域等における不審船、密輸・密航等の犯罪に関わる船舶の侵入や航行の秩序を損なう行為を防止するため、制度上の整備を検討し、適切な措置を講じる。

（関係府省：外務省、国土交通省、防衛省、警察庁 等）

⑦ 排他的経済水域等での一体的な調査の推進

各府省等が実施する海洋調査について、効果的・効率的な調査を促進するため、調査海域、調査項目等の調整を行うとともに、海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備を重点的に推進する。

（関係府省：文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 等）

⑧ 海洋に関する情報の一元的管理・提供

政府関係機関において保有している海洋に関する情報について、一元的管理・提供する体制を整備し、海洋産業の発展、科学的知見の充実、各機関の効果的・効率的な行政の実現を図る。

(関係府省：文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省 等)

⑨ 海洋に関する研究開発の促進

経済団体や学界等から提案される海洋に関する府省横断的な研究プロジェクト等の構想のうち、他の施策に優先して行う必要があると認められるものについて、関係府省による対応体制を整備し、総合的に推進することにより、海洋の研究開発活動の活性化に資する。

(関係府省：文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

⑩ 沿岸域の総合的な管理

総合的な土砂管理の取組の推進等の海域・陸域一体となった施策、海面利用のルールづくり、沿岸域における関係者の連携体制の構築等を推進するとともに、地域の実情も踏まえた沿岸域管理のあり方を明確化し、施策を推進する。

(関係府省：農林水産省、国土交通省、環境省 等)

⑪ 海洋管理のための離島の保全・管理

広大な管轄海域を設定する根拠の一部となる等の重要な役割を担う離島について、海洋政策推進上の位置付けを明確化し、保全管理に関する基本的な方針を策定するとともに、離島の保全・管理、振興を推進する。

(関係府省：文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

(6) 地方公共団体における海洋関連業務の概要 ～アンケートを通じて～

海洋政策は、国のみによって推進されるものではなく、地方公共団体や、海洋産業に関わる事業者、地域の住民の方々、海洋に関する活動を行う様々な団体等の連携・協力により進められるものです。

この中で、地方公共団体は、海洋基本法において「基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されており、地先の海面を中心に様々な取組を展開しています。

特に沿岸域は、その地理的状況、地形的状況、社会的状況、利用状況等、その様相が個々に異なるため、各沿岸域の特性を踏まえた取組が必要です。このため、地方公共団体が行っている施策は、法律等の全国共通の制度に基づく施策から、個々の地域の特性を踏まえた独自の施策まで、多岐にわたっています。また、個別の取組についても、地域の状況を踏まえた、他の地域の参考にもなる先進的な取組も多数存在して

います。

そのため平成 20 年に総合海洋政策本部事務局は、海域管理に関して、地方公共団体がどのような手法により施策に取り組んでいるかを把握するためのアンケートを行いました。

具体的には、①地方公共団体において策定している海域の利用・管理等に関する条例・規則、②地方公共団体において策定している海域の利用・管理等に関する計画・方針等、③地方公共団体において指定・設定している海域の利用・管理等に関する区域等についてその内容を提出して頂きました。その結果を参考図表 3 に示します。この表は、沿岸域における様々な取組を活動に着目して分類した上で、法令に基づく取組か、独自の取組か、等についてとりまとめたものです。ただし、この表は、必ずしも全体を網羅したものではなく、また、個々の独自の取組の内容についても情報が不足していますが、さらに情報の補足等を行い、充実していくべきものと考えています。

また、海洋に関する政策を展開していく上で、国と地方公共団体とが連携し、さらに情報交換を行うこと、また、地方公共団体相互でも様々な取組などに関する情報を共有し交換し活用することは、非常に有意義であると考えています。このため、海洋施策部門の窓口組織を登録することに合意した地方公共団体（都道府県・政令指定都市のうち、55 団体：平成 21 年 6 月現在）と総合海洋政策本部事務局との間で、沿岸域を含む海洋に関する様々な情報を国と地方公共団体が共有・交換できるネットワークの構築に平成 20 年度から着手したところです。より多くの地方公共団体の参加を期待しています。

（７） むすび

以上のように、海洋基本法の制定により、我が国の海洋政策については、国、地方公共団体、事業者、国民の責務が明確化されるとともに、その推進体制が整備されました。

海洋基本計画に定められた重要な海洋施策を着実に実施していくためには、政府はもとより、国民の皆様を含む国全体での取組が求められています。

「海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」に関する報告は、毎年度、とりまとめ公表することとなっていますが、政府では、その他の海洋施策等の現況についても、インターネット等で随時公表することとしていますので是非ご活用ください。

（総合海洋政策本部のホームページ：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/index.html>）

第2部 海洋に関して講じた施策

ここでは、海洋基本計画第2部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき12の基本的施策について、平成20年度以降に実施した施策をそれぞれ記述します。

1 海洋資源の開発及び利用の推進

(1) 水産資源の保存管理

- 水産資源評価・予測の精度の更なる向上を図るため、漁獲可能量（TAC）制度・漁獲努力可能量（TAE）制度の対象魚種等について資源調査を実施するとともに、海洋環境の変動による水産資源への影響調査や資源変動予測技術の開発・活用を行いました。また、緊急に資源回復が必要な魚種等に着目した資源回復計画の作成及び円滑な実施を引き続き推進するとともに、資源回復を経営の改善に結び付ける観点から、資源の合理的利用方策の検討を支援しました。
- 周辺国・地域との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を推進しました。特に、韓国及び中国の漁船の我が国周辺水域における漁獲割当量、許可隻数を決定し、その遵守を徹底するとともに、暫定水域等を含め、適切な資源管理を推進しました。
- 関係省庁間及び都道府県との連携を強化して、効果的・効率的な漁船の監視・取締りを行いました。
- 水産資源の増大を図るため、排他的経済水域において国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業の本格的な実施とともに、藻場・干潟の造成・保全や資源管理及びつくり育てる漁業と連携した漁場環境の整備を推進しました。また、磯焼け対策ガイドラインの普及を進めるほか、厳しい生育環境におけるサンゴの増養殖技術開発を行いました。
- 漁業者が中心となって行う藻場・干潟の維持管理等の環境・生態系保全活動に関する支援手法を検討するための調査・実証事業を実施しました。

(2) エネルギー・鉱物資源の開発の推進

- 石油・天然ガスに関しては、国内石油天然ガス基礎調査として三次元物理探査船「資源」等を用いて、沖縄から北海道までの我が国周辺海域において、二次元物理探査合計9,100キロメートル、三次元物理探査合計3,800平方キロメートルのデータを取得しました。
- メタンハイドレートに関しては、平成20年3月、カナダとの共同研究により、カ

- ナダのマッケンジーデルタにおいて、世界で初めて減圧法により6日間のメタンガス連続生産に成功した成果など、平成13年度から取り組んできたフェーズ1（平成13～20年度）の研究成果を取りまとめるとともに、技術評価を実施しました。
- 海底熱水鉱床に関しては、伊豆・小笠原海域及び沖縄海域において、海洋環境基礎調査を実施するとともに、環境影響評価分野、資源開発技術分野及び製錬技術分野において基礎的な調査研究と国内外の動向調査等を実施しました。
 - コバルトリッチクラストに関しては、深海底鉱物資源探査専用船「第2白嶺丸」を用いて、南鳥島周辺の海域において、賦存状況調査を実施するとともに、海洋環境調査等を実施しました。
 - 洋上風力発電に関しては、着底式の実証研究に向けて6社・グループを選定し、可能性調査及び評価を実施しました。その他の海洋エネルギー利用（波力発電、潮汐発電等）に関しては、国内及び海外の動向について現状調査を実施しました。

2 海洋環境の保全等

（1）生物多様性の確保等のための取組

- アホウドリ、ウミガラス等海鳥の保護増殖事業を実施するとともに、海鳥の集団繁殖地等の鳥獣保護区の指定・管理を適切に実施しました。特に、アホウドリに関しては、伊豆諸島鳥島から小笠原諸島賀島にヒナを移送して飼育し、新たな繁殖地の形成を目指す事業を行いました。
- 多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな「里海」の創生に向けた地域の動きを支援するための「里海づくりマニュアル」策定に向けて、専門家から成る策定委員会を設置し、検討を行いました。
- サンゴ礁の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するための「サンゴ礁保全行動計画」の策定に向けて、サンゴ礁生態系の価値評価や保全に係る課題等について検討を行いました。また、東アジアを中心とした地域における重要サンゴ礁ネットワーク戦略の策定に向けて、「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議／第4回 ICRI東アジア地域会合」を東京で開催し、平成22年までの同戦略策定に向けた作業計画を策定しました。
- 自然公園法及び自然環境保全法が平成21年第171回国会において改正され、国立・国定公園や自然環境保全地域の海域について、海中から陸域まで連続した海域景観や自然環境の保全を図るため、従来の海中景観等を保全対象とした「海中公園地区」・「海中特別地区」制度から、海上の景観等を含めた「海域公園地区」・「海域特別地区」制度が新たに設けられ、動力船の使用規制や利用調整地区制度による利用の適正化など海域における保全施策の充実が図られることになりました。
- 海洋保護区に関する国際動向、海域における生物多様性の確保に係る現状等につ

いての調査を実施し、海域の生物多様性の確保や自然景観の保全等のための海洋保護区の設定に向けた論点の整理を行いました。また、重要な海域の抽出に必要な海洋環境のデータを収集するため、海洋生物・生態系等に関する既存情報の収集整理を行いました。

（２）環境負荷の低減のための取組

○環境基準の設定されている海域全体の水質は、有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）で見るとほぼ横ばいで推移しています。また、代表的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、依然としてCODの環境基準達成率が70%を下回る状況にあります。このような中、水環境改善のため、特に次の取組を進めました。

- ・人口、産業等が集中し排水の規制のみでは環境基準の確保が困難な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を対象に、陸域からの汚濁負荷の総量を削減する水質総量削減が実施されています。平成20年度には、平成21年度を目標年度とする第6次総量削減計画に基づく対策を進めたほか、これら海域ごとの利用目的に応じた水質等の目標とそこに至るまでの道筋を明らかにする「閉鎖性海域中長期ビジョン」の作成のための調査を実施するとともに、第7次水質総量削減のあり方について検討を開始しました。
- ・閉鎖性水域の水環境改善のため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進めたほか、富栄養化の原因である窒素・りん等を除去する下水道の高度処理を推進しました。また合流式下水道については、中小都市では平成25年度末、大都市では平成35年度末までに改善対策を完了させるべく、改善を進めました。
- ・人の健康や水生生物を保全するための環境基準の改訂に向け、人の健康の保全に関する環境基準の見直しに係る検討や、水生生物に対する化学物質等の毒性などの知見の収集を行いました。

○近年、その深刻化が指摘されている漂流・漂着ゴミ問題については、特に次の取組を進めました。

- ・被害が著しいモデル地域を対象に詳細な調査を実施し、漂流・漂着ゴミの実態を把握するとともに、地域の実情に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法や今後の対策のあり方の検討を行いました。
- ・災害はもとより災害に起因しない漂着ごみを市町村が処理した場合に「災害等廃棄物処理事業費補助金」により支援を行うとともに、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して、一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充しました。
- ・外国由来のゴミが大量に集積している海岸を重点海岸として選定した上で、緊急的にクリーンアップ事業を実施し、海岸の環境保全を通じた地域活性化を進めています。

- ・漁網、発泡スチロール製のフロート等について、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発を推進するとともに、漁業活動中の漂着物の回収に対する支援を行いました。
- ・北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の下で、ワークショップ等の開催や、一般市民への普及啓発を目的とした国際海岸クリーンアップキャンペーンを実施しました。また、廃ポリタンク等の大量漂着については、二国間又は多国間の会議において、関係各国に対し原因究明や適正な廃棄物管理の申し入れを行いました。
- 国際海事機関（IMO）における危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則の内容の変更に伴い、海洋環境の保全の見地から有害である物質の見直しを行うため、海洋汚染防止法施行令の一部改正を行いました。
- 油や有害液体物質の流出による災害に対応するため、沿岸海域に係る環境情報の整備、油防除・油回収資機材の整備等、対応能力の向上を図りました。

（３）海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進

- 全国各地に観測拠点を設定し、様々なタイプの生態系を長期的にモニタリングする「重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）」において、干潟、藻場、サンゴ礁等の海域生態系に関してモニタリング項目を設定し、一部サイトで調査を実施しました。
- NOWPAP等の国際的な枠組みを活用し、人工衛星によるリモートセンシング技術を活用した環境モニタリング手法の確立を通じて、日本海の海洋環境の現状把握に努めました。
- 水質総量削減の効果を把握するため、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の陸域から発生するCOD、窒素、りんを把握するとともに、これら海域における水質調査を実施しました。
- 陸域からの汚染及び廃棄物の投入処分に由来する汚染による水質・底質への影響や海洋生物に蓄積される汚染物質の濃度等について調査することにより、海洋の汚染状況の把握に努めました。
- 海洋における二酸化炭素の吸収・放出量を全球規模で把握するため、小型漂流ブイに搭載可能な二酸化炭素分圧センサーの研究開発を実施しました。また、海洋研究開発機構では、海洋地球研究船「みらい」等により、急激な環境変化が起きている北極海での水温・塩分・生物地球化学データ等を取得し、これらのデータを用い、海水減少に伴う太平洋側北極海の生物活動の増加に関する研究等を実施しました。

3 排他的経済水域等の開発等の推進

（１）排他的経済水域等における開発等の円滑な推進

- 日中両政府は、平成20年6月18日、東シナ海を平和・協力・友好の海とするとの首脳間における共通認識を具現化する第一歩として、双方の法的立場を損なわないことを前提に①東シナ海の北部における共同開発、②白樺（中国名：「春暁」）の現有のガス田における開発への日本法人の参加を主な内容とする日中両国間の合意を発表しました。
- 国連海洋法条約に基づき200海里を超える海域に大陸棚を設定するため、平成16年から関係省庁が連携して推進していた大陸棚調査を平成20年6月に完了させ、その成果に基づき同年10月総合海洋政策本部で延長する大陸棚の範囲を決定し、同年11月に「大陸棚の限界に関する委員会」に延長に関する情報を提出して、平成21年3月の同委員会会合で口頭説明を行いました（トピックス（１）－④参照）。
- 外国船による我が国排他的経済水域等における科学的調査・資源探査について、平成20年2月8日、関係閣僚から成る法制チームにおいて、「法制化を行う場合を想定し、諸課題について今後検討。」していくこととされました。この方針に基づき、現在、法制化を行う場合を想定した諸課題について、具体的に検討を行っているところです。

（２）海洋資源の計画的な開発等の推進

- 水産資源について、資源の状況等を踏まえ、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を見直し、漁獲可能量（TAC）の設定・配分、漁獲努力可能量（TAE）の設定等保存・管理を計画的に推進しました。また、「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針」に基づき、新漁場における漁業生産の企業化の推進等に取り組みました。
- 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」（トピックス（１）－⑤参照）に関して、総合資源エネルギー調査会の石油分科会及び鉱業分科会において審議が行われ、パブリックコメントを経て、同調査会から経済産業大臣に平成21年3月答申がなされました。その後、経済産業大臣から総合海洋政策本部に報告がなされ、同年3月24日、同計画が同本部で了承されました。

4 海上輸送の確保

（１）外航海運業における国際競争力並びに日本籍船及び日本人船員の確保

- 安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶及び船員の確保等を計画的に行う必要があることから、船舶運航事業者等による日本船舶・船員確保計画の作成、必要な課税の特例等の支援措置を講ずるため、第169回国会において海上運送法及び船員法の一部を改正する法律が成立しました。これに基づき、国土交通大臣

は平成20年7月31日に日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針を策定するとともに、日本船舶・船員確保計画の認定申請を行った外航船舶運航事業者10社について平成21年3月24日に認定しました（トピックス（1）－①参照）。

（２）船員等の育成・確保

- 平成20年4月に、ポータルサイト「海の仕事.com」を開設し、青少年や教育者、保護者に海運業、造船業など海の仕事についての情報提供を開始しました。また、地方の政府出先機関が地元市町村等と連携しての副教材づくりや出前講座の実施などの地道な取組も進められています。
- グループ化を通じた船員の確保・育成の促進、船員志望者の裾野拡大等を図るための資格取得促進、退職自衛官や女子船員等の新たな船員供給源からの船員の育成・確保に取り組む事業者に対する助成金の支給、海事産業が集積した特定の地域における活動の一部を国の直轄事業として実施する「海のまちづくり」等、船員確保育成等総合対策事業を開始しました。
- 船員の労働環境の向上等を目的として国際労働機関（ILO）で採択された「海事労働条約（仮称）」の締結の可能性も含めて検討を行っており、その一部である時間外労働の抑制、休息及び健康の確保等の措置について船員法の一部を改正し国内法として取り入れました。また、同条約を締結した場合には、その適切な執行にいかなる体制が必要か等について検討を進めています。
- 独立行政法人航海訓練所の練習船によってのみ実施されていた商船系大学及び商船高等専門学校（商船高専）の学生に対する1年間の乗船実習のうち後半6か月について、トン数標準税制の適用を受ける外航事業者が運航する船舶を練習船として実施する「社船実習」が、平成21年度から開始されました。

（３）海上輸送拠点の整備

- 港湾が国際競争力を備えた活力ある経済社会の構築や、国民生活の安定等に貢献していくため、平成20年12月24日に国の港湾行政の指針となる「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」を改正しました。
- 平成20年12月、増大する外貿コンテナ貨物に対応するため名古屋港に国際コンテナ輸送の利便性及び効率性に優れた大規模・大水深の高規格コンテナターミナルが完成し、高効率なターミナルの運営実現により、更なる港湾サービスの向上が図られました。
- 港湾の利用に関わる様々な手続きの申請窓口が平成20年10月に、シングルウィンドウ（府省共通ポータル）により統一化され、利便性等サービスの向上が実現されました。

（４）海上輸送の質の向上

- 主に途上国で実施されている船舶の解体に関わる労働安全と環境保全レベルの

向上を目的として、船舶と解体現場におけるアスベストやPCB等の有害物質の制限等を行う新たな条約について国際海事機関（IMO）において我が国が主導して策定作業を進めてきました。新条約案は、平成21年5月に香港で開催された条約採択会議において「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（仮称）」として採択されました。

- 平成16年に採択された「船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（仮称）」は、現在のところ未発効ですが、条約発効に備え、平成20年1月より条約規定に準じたバラスト水管理システムの事前承認制度の運用を開始しました。

5 海洋の安全の確保

（1）海洋における秩序の維持等の取組

- 我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともに不審な行動を抑止し、領海等の安全を確保するため、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」（平成20年7月1日施行）を制定しました（トピックス（1）－②参照）。
- 効果的かつ機動的な対応を強化するため、巡視船艇、艦艇、航空機等の緊急的かつ計画的な代替整備を実施しています。また、巡視艇の複数クルー制を平成19年度に導入した34部署に加え、平成20年度は29部署に導入するなど、緊急出動体制の整備等の体制強化を推進しています。
- ソマリア沖・アデン湾において海賊行為が急増・多発したことから、国連安全保障理事会において平成20年度中に4度にわたり決議が採択されました。我が国は、これら決議のうち3つの決議について共同提案国となるとともに、同決議により開催された各種関係国協議に参画するなど、当該海賊行為への対処に関する国際的な連携の強化に積極的に対応しています。
- 国連海洋法条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、平成21年3月13日に「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」を第171回国会に提出し、6月19日に成立（7月24日施行）しました。
- 平成21年2月20日に呉港沖において、海上自衛隊及び海上保安庁の円滑かつ緊密な連携を図るため、初の海賊対策に係る共同訓練を実施しました。
- ソマリア周辺海域における海賊事案の急増・多発が、我が国国民の生命及び財産並びに海上交通の安全に対する深刻な脅威となっている現状にかんがみ、当面の応急措置として、平成21年3月13日に防衛大臣が海上における警備行動を発令して、ソマリア沖・アデン湾において3月30日から護衛艦2隻が日本関係船舶の護衛任務を、6月11日からP-3C哨戒機2機がジブチ共和国を拠点にアデン湾における警戒監視等の任務飛行を開始しました（トピックス（1）－⑥参照）。

- 海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡等を含む海上輸送路の安全を確保するため、東南アジア諸国へ巡視船・航空機を派遣し、連携訓練等を通じて沿岸国海上保安機関に対する人材支援、技術供与等を行っています。
- 平成20年9月12日から19日にニュージーランドで開催された拡散に対する安全保障構想（PSI）海上阻止訓練に関係府省職員及びP-3C哨戒機2機が参加しました。
- 港湾における保安の確保と物流の効率性向上との両立を適切に図ることを目的とし、国際コンテナターミナルへの人の出入りを円滑かつ確実に行うシステム構築に向けた取組を推進するため、平成20年6月に港湾法を一部改正したほか基幹的なシステムの設計・開発を行いました。

（２）海上交通の安全に関する取組

- 海難の発生を未然に防止するため、船舶自動識別装置について、平成20年7月に搭載義務船舶への搭載を、平成20年度中には陸上施設の整備も完了し、本格運用が開始されました。これらの状況等を踏まえ、危険防止のための航行援助の充実や海域特性に応じた新たな航法等を内容とする、「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出し、平成21年6月26日に成立しました。今後、1年以内に施行することになります。また、船舶の高速化等海上交通環境の変化に対応し、船舶航行の安全を確保するため、船舶自動識別装置を活用した次世代型航行支援システム整備といった航路標識の改良・改修を964箇所を実施しました。さらに、平成20年度をもって、海上に設置している灯浮標等の光源部をすべてLED（発光ダイオード）化し視認性を向上させています。
- 平成20年9月に独立行政法人海上技術安全研究所に海難事故解析センターが開設され、事故に関して高度な専門的分析を行うとともに重大海難事故発生時の迅速な情報分析・情報発信を行う体制となりました。
- 海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡において、沿岸国及び利用国等の協力の枠組みである「協力メカニズム」に参加し、航行援助施設の維持管理等への支援要請プロジェクトに協力しています。
- 乗船者の安全対策として、自己救命策確保キャンペーンを実施してライフジャケットの常時着用等の普及・啓発に努めています。

（３）海洋由来の自然災害への対策

- 津波、高潮等の海洋に由来する自然災害に対応するため、海岸保全施設の新設等を推進するとともに、平成20年度に「海岸堤防等老朽化対策緊急事業」を創設し、海岸堤防、護岸等に係る老朽化調査、計画策定、対策工事を一体的に実施することとしました。また、高潮、飛砂、強風等の被害を防止し、近接する人家、農地などを保全するため、海岸林等の適切な管理、整備及び保全を実施しました。
- 海域での地震観測の強化、沖合での津波観測等のため、東海・東南海想定震源域周辺に新たにケーブル式海底地震計を整備し、データの運用を開始しました。ま

た、GPS波浪計について、平成21年3月、新たに6基の観測データの公表を開始し、合計8基の観測結果を津波情報等に活用しています。

- 気象予報・防災情報の精度向上のための技術開発を進め、平成21年4月から台風進路予報の予報期間を従来の3日先から5日先に延長しました。また、同年21年5月に高潮予測モデルを高解像度化しました。
- 大規模自然災害に対して迅速に対応するため、平成20年4月に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の創設が決定され、各関係部局に設置されました。
- 平成20年2月24日に発生した高波により被害を受けた富山県下新川海岸、伏木富山港等の海岸保全施設や港湾施設の被害について、災害復旧事業及び再度災害防止対策を実施しました。
- 大規模地震発生時等において海上輸送を確保するため、耐震強化岸壁、基幹的広域防災拠点等の整備を推進しました。また、平成20年6月に川崎港東扇島地区において、基幹的広域防災拠点の供用を開始しました。
- 東海・東南海・南海地震の発生メカニズム解明のため、当該想定震源域における海底稠密地震・津波・地殻変動観測等を開始しました。また、「ちきゅう」が掘削した深海底の孔内における計測のため、センサー等の技術開発に着手しました。
- 地球温暖化による海面上昇等の可能性を踏まえた今後の海岸保全施設等のあり方について、平成20年6月に社会資本整備審議会において答申されました。また、地球温暖化に起因する気候変動等に伴う沿岸域における海象条件の変化や災害リスクの増大等に対応するための港湾政策のあり方について、平成21年3月に交通政策審議会において答申されました。

6 海洋調査の推進

- 国連海洋法条約に基づき 200 海里を超えて大陸棚を設定するための調査は、文部科学省、経済産業省、海上保安庁等の連携により、平成 20 年 6 月に調査が完了しました。本調査の成果は、同年 11 月に同条約に基づき設置された「大陸棚の限界に関する委員会」へ提出した資料に活用されています。また、本調査により、日向灘への海山の沈み込みの様相が初めて明らかになるなど、新たな地形が数多く発見され、防災や地球科学の発展に大きく貢献しています。
- 海上保安庁により平成 12 年から実施されている海底地殻変動観測について、平成 17 年 8 月に宮城県沖の海洋プレート境界で発生した地震による地殻のひずみの解消から、再びひずみの蓄積が開始されるまでの移行過程を海底の動きとして捉えることに世界で初めて成功しました。このようなデータが充実していくことで、海溝型巨大地震の発生する領域や規模の予測精度の向上につながることを期待されています。
- 海上保安庁により平成 18 年から平成 20 年にかけて実施されていた九州南方にあ

る約 7300 年前の大噴火により形成された「鬼界カルデラ」の形状、地磁気・重力分布が明らかとなりました。これら調査により得られた情報は、火山噴火予知のための貴重な基礎資料として活用されています。

○平成 19 年度に資源エネルギー庁に導入された三次元物理探査船「資源」等を活用し、我が国周辺海域における石油・天然ガス資源の賦存情報の収集を目的とした物理探査を実施しました。具体的には、道央南方～三陸沖海域、三陸沖海域、小笠原北部海域、大和海盆海域、佐渡西方海域、沖縄～宮古島海域、宮崎沖海域の 7 海域で、このうち道央南方～三陸沖海域、三陸沖海域については、調査結果がまとまりました。

○その他政府関係諸機関により、水産資源管理、海底資源開発、地球温暖化対策、生物多様性の確保、海上交通の安全、海底地震対策等各種の行政分野に応じて、海洋調査が実施されています。

○平成 20 年 6 月の総合海洋政策本部境界海域チームにおける海洋管理に必要な海底地形及び低潮線の調査に関する今後の進め方を決定するとともに、これに基づき、政府関係諸機関による各種の海洋調査をより一層効果的・効率的に行うことができるよう、海洋調査に関する計画について、調査機関間での情報の共有を図り必要に応じ調整を図ることを目的とした連絡会議を設置しました。また、海上保安庁により、我が国の領海・排他的経済水域における基礎情報の収集・整備のため、低潮線、海底地形等の重点的な調査が開始されました。

○平成 20 年 6 月の総合海洋政策本部境界海域チームにおける海洋情報の一元的管理・提供の取組に関する今後の進め方に基づき、関係府省連携による体制を整えた上で、海上保安庁において政府関係諸機関に分散している情報の利用を容易にするためのクリアリングハウスを整備することとし、平成 21 年度末運用開始を目指し、システム設計、運用調整等を行っていくこととしました。なお、この取組に先立ち、内閣官房総合海洋政策本部事務局のホームページにおいて、「海洋情報のリンク集」を設置し、関係府省の発信する海洋情報につき一望できるよう工夫を行いました。

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

○競争的資金の充実、人材育成・確保、イノベーションの創出等を含め政府全体の科学技術関係経費の増額を図るとともに、第 3 期科学技術基本計画において国家基幹技術として推進されている「海洋地球観測探査システム」をはじめとした政策課題対応型研究開発を推進しました。特に、海底熱水鉱床やコバルトリッチクラストといった海洋鉱物資源を広域かつ効率的に探査するためのセンサー等の技術開発を実施する「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」、近い将来その発生が懸念されている「東海・東南海・南海地震の連動性評価研究」、

太平洋西部及びインド洋における海洋変動の情報提供を新たに開始することを狙いとした「異常気象に対応するための海洋変動監視装置の整備及び情報の提供」などの取組を新たに開始するなど重点的かつ計画的に推進しました。

- 国家基幹技術である「海洋地球観測探査システム」については、各種要素技術開発が進められている状況にあります。また、地球内部構造、巨大地震発生メカニズム、地下生物圏などの解明を目的として調査を行っている地球深部探査船「ちきゅう」については、平成19年9月より統合国際深海掘削計画（IODP）の一環として南海トラフにおける地震発生帯の科学掘削を実施したほか、メタンハイドレートの生成過程の解明などを考える上で極めて重要である古細菌が海底下に大量かつ優占的に生息していることを世界で初めて明らかにしました。なお、平成20年3月の中間検査時に判明した推進器の故障については、平成21年2月にその修理を完了し、同年5月より紀伊半島沖における科学掘削を再開しました。
- 第3期科学技術基本計画において戦略重点科学技術として位置付けられている外洋上プラットフォーム研究開発については、安全性・経済性・環境影響の適切なバランスを図る設計技術の開発を推進するとともに、利活用に関する調査を行い、プラットフォームの試設計に必要となるデータベース構築等を実施しています。
- 政府関係諸研究機関における研究開発の取組の結果、産卵海域で成熟したウナギの捕獲に世界で初めて成功（トピックス（2）－②参照）するなどの成果をはじめ、顕著な成果をあげています。平成20年度において得られた主な成果について、参考図表4のとおりまとめました。
- 文部科学省科学技術・学術審議会海洋開発分科会において、規模が大きく新規性の高い施策を対象に事前評価を行うため、海洋科学技術委員会を設置し、「地震・津波観測監視システム」の事前評価を行いました。同施策は、平成21年度予算において総合科学技術会議において社会還元加速プロジェクトとして位置付けられ、最重要政策課題として重点化されています。
- 海洋基本法の制定を契機に各種団体から提案された研究開発プロジェクトの構想について、その実現可能性等について評価・分析を行うため、評価の専門家、海洋の専門家等により構成される検討会を設けました。

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

- 安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶及び船員の確保等を計画的に行う必要があることから、船舶運航事業者等による日本船舶・船員確保計画の作成、必要な課税の特例等の支援措置を講ずるため、第169回国会において海上運送法及び船員法の一部を改正する法律が成立しました。これに基づき、国土交通大臣は平成20年7月31日に日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針を

策定するとともに、日本船舶・船員確保計画の認定申請を行った外航船舶運航事業者10社について平成21年3月24日に認定しました。

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用して、優れた環境性能と高い経済性を有するスーパーエコシップ（SES）の導入を支援しました。
- 将来にわたって漁船漁業を担う経営体を育成するため、収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省人型の代船取得等による経営転換を促進しました。
- 水産物産地市場の統合及び経営の合理化に関する方針の見直しを行い、産地市場の統廃合、買受人の新規参入等の産地における取り組みを促進しました。また、相当程度の規模の産地市場を有する地域を対象として、水産物の規格や価格の安定化のための取組を支援するとともに、高度な衛生管理に対応した流通施設の重点的整備等を促進しました。
- 水産業における省エネルギー技術、増養殖の高度化に資するためのクロマグロ人工種苗生産技術、水産バイオマスから有用成分を抽出する技術、海藻からバイオエタノールを生産するために必要な技術等の開発等を推進しました。
- 民間で行われる高度船舶技術の研究開発・実用化を促進するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による助成を行いました。
- 漁船の設備基準について、居住環境や作業環境の改善、安全性向上を図るための見直しを行いました。
- 漁業への就業希望者に対する、求人・求職等の情報の提供、就業支援フェアの開催、現場での長期研修等を推進するとともに、他産業において習得した経験や技術を活用し漁業で起業する事業者を支援しました。
- 専門知識を有する将来の人材を育成するため、水産高校等と地域の漁業・水産業界が協働で推進する、生徒の漁業・加工会社等での実習等の取組を支援しました。
- 船舶の実海域での燃費性能を設計段階で評価できる指標を3年以内に確立することを目指し、その初年度として、開発した指標の有効性・信頼性の検証を目的として、実際に運航する船舶に各種計測装置を取り付け、波浪などの気象・海象の状態や速力などの計測及び解析を行いました。
- 「中小企業地域資源活用プログラム」を推進し、地域資源を活用して、付加価値の高い商品・サービスを開発しその市場化に取り組む中小企業を総合的に支援するとともに、新たに、農林水産業と商工業等の連携による地域経済の活性化の取組を推進しました。
- 豊富な魚介類の提供や漁業活動の体験等の海洋資源を活かした漁村等の地域活性化の取組を支援しました。
- 直近（平成12年）の産業連関表を用いた海洋産業の産業規模・雇用規模等を把握するための調査を実施しました。本調査により、平成12年における我が国の海洋産業の産業規模は国内生産額で約16.5兆円、従業者数で約101.5万人と算出されました。

9 沿岸域の総合的管理

(1) 陸域と一体的に行う沿岸域管理

○陸域から海域への土砂供給の減少や沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等により生じる海岸侵食等に対応するため、総合的な土砂管理の取組を推進しています。

平成20年度には、天竜川からの供給土砂量の減少等により海岸線が後退している問題に対して、上流域では透過型砂防堰堤の整備を推進するとともに、佐久間ダムにおいては土砂の連続性を確保する対策の調査を行いました。また、沿岸において福田漁港から浅羽海岸にかけたサンドバイパスに必要なパイプラインの設計等を実施しました。

さらに、黒部川においては、海岸地形変化等のモニタリングと土砂動態メカニズムの解明を目的として、平成13年から出水に合わせて宇奈月ダムと出し平ダムの連携排砂を実施しています。

○海域の水質改善に向け、2(2)にあるように、総量削減の推進、下水道の整備、海域におけるヘドロ除去等を行いました。特に、東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾においては「全国海の再生プロジェクト」として、各再生行動計画に基づき、陸域からの汚濁負荷の削減、海域の環境改善、環境モニタリングに取り組みました。

○陸域から海域に至る物質循環の回復や生態系の回復に資するため、河川上流域等において広葉樹林化等を進める漁場保全の森づくりをはじめとする森林の整備・保全を推進しました。また、離島の漁村集落による種苗の放流や藻場の管理等の取組を支援するとともに、漁業者が中心となって行う藻場・干潟の維持管理等の環境・生態系保全活動に関する支援手法を検討し、調査・実証事業を実施しました。

○河川を通じて海域に流入するゴミ等の削減を推進するため、河川巡視によるゴミの早期発見及び河川やダムに貯留した流木やゴミの処理に取り組むとともに、流域住民と連携した清掃活動の実施やゴミマップの作成、看板設置等の啓発活動を行いました。特にゴミマップについては、一級水系106水系で作成を完了しています。

また、国、自治体、市民等が連携して監視活動や一斉清掃等を行う、不法投棄撲滅運動を全国的に展開しました。

○名勝や優れた景観、貴重な生物の生息・生育空間等豊かで美しい環境を有する海岸の保全・回復に取り組むとともに、海辺を利用しやすくする施設や環境の整備を進め、地域の特徴を活かした階段護岸や緩傾斜堤防の設置等を行いました。

また、海岸を活かした地域の魅力を高めるため、広域的な一連の海岸において関係者が連携し海岸利用の活性化を図る場合に、利便施設の整備等が行えるよう、

平成20年度より制度の拡充を図りました。

（２）沿岸域における利用調整

○遊漁を含む海洋レジャーと漁業との共存を目指し、遊漁形態に応じたルール・マナーの啓発や釣り指導員の育成及び活動支援を実施するとともに、市街地に近い水域を対象に、安全な水域利用を通じた地域活性化に資するための検討手順や関係者の合意形成の留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、平成20年4月に公表しました。

また、漁船とプレジャーボート等の秩序ある漁港の利用を図るため、漁業と海洋レジャーの連携方策を検討した上で、平成21年3月に漁港管理者向けマニュアルを作成するとともに、漁港を利用するプレジャーボートユーザー向けガイドブックを作成・公表し関係機関に配布しました。

（３）沿岸域管理に関する連携体制の構築

○第1部2（6）にあるように、海域管理に関して、地方公共団体がどのような手法により取り組んでいるかを把握するためのアンケートを行いました。

10 離島の保全等

（１）離島の保全・管理

○離島は管轄海域の保全、海上交通の安全確保、海洋観測の拠点等として重要であることから、海洋管理の視点から離島に必要な諸施策及び諸活動を支える拠点としてのあり方と必要な対応方策を検討するための調査を行いました。

○管轄海域の保全に重要な役割を有する離島を適切に管理する観点から、沖ノ鳥島の海岸を国が直接管理することを含め離島の海岸保全施設の整備を促進するとともに、見島等離島の低潮線の調査、鯨島への三角点の設置、奄美群島における大島や徳之島等の空中写真の撮影等を通じて離島の基本的な情報の収集を進めました。

○また、海難防止団体や漁業関係者等による海難防止の活動が着実かつ活発に推進されるようその支援を行いました。また、監視警戒態勢や救助体制の強化等のため、船舶・装備等の拡充を進める一方、沿岸住民の協力を得ながら沿岸の警戒を行いました。

○周辺に豊かな漁場を有する離島において、水産物の安定供給の拠点となる第4種漁港等の整備を推進するとともに、海洋の開発、利用等の推進にあたって海洋における活動の拠点としての離島の活用を積極的に推進する観点から、活動拠点としての離島のニーズや、海洋調査等の海洋での活動実態等についての検討・調査を進めました。

- 特定の離島のみに生息する貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、小笠原諸島や奄美群島において、希少種・固有種の生存を脅かす外来生物等の捕獲・排除を実施しました。

（２）離島の振興

- 我が国の外縁部に位置する有人の離島は、管轄海域の保全や海上の安全確保、海洋資源の開発・利用等の海洋の保全・管理に係わる役割を有しているほか、独特の自然環境の保全や国際交流の推進、豊かな自然環境を活かした癒しの空間の提供等の役割を有していることから、今後のこのような有人の離島に対する施策の検討に資するため、これらの国家的役割に関する調査を実施し、アンケートやヒアリングを通じて、海洋の保全・管理の観点からの有人の離島の重要な役割を明らかにするとともに、それらの評価を行いました。
- 離島において、石油製品の運送コストの低減、供給の安定化を図るため、販売・卸売事業等の共同タンクの整備や、共同配送のためのローリー車等の購入及び自治体や流通関係者が策定した流通合理化計画等の調査に対して助成を行いました。
- 離島住民が日常生活を営む上で必要不可欠な交通手段である離島航路に対して、その運航の結果生じる欠損に対する補助に加え、市町村等が主体となって施設の改良、乗継の円滑化等を図る取組に対し、「地域公共交通活性化・再生総合事業」を創設して支援を行いました。さらに、離島航路の運航の高度化を図るための実証調査を壱岐対馬航路等において実施し、燃料消費量の抑制等に資する運航時の操船技術の工夫や船舶設備等の改良による効果の検証を行いました。
- 地域の自然環境や創意工夫を活かした地域の振興、活性化の取組について、エコツーリズム推進のノウハウ確立、人材育成等の島づくりに係る支援を推進するとともに、島の特産品の展示、伝統工芸体験など観光振興等の促進のための交流事業の開催や個性あふれる離島の特産品をアジア最大級の食品・飲料専門展示会に出展するなどの取組を行いました。また、海と関わる島々の自然や歴史・文化、暮らしなどを反映する景観を日本の『宝』として多くの人に知ってもらい、より多くの人々に島を訪れてもらうきっかけとするため『島の宝100景』を選定・公表しました。さらに、交流人口拡大による離島地域の活性化を図るため、市町村が実施する体験事業に必要な施設整備等を支援しました。
- 離島の産業振興及び生活の基盤となる社会資本整備については、地域ごとに総合的な整備効果を効率的に発揮する観点から、地域の要望を十分に踏まえつつ、予算の一括計上により重点的な整備を実施しました。

1 1 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

（１）船員育成に関する連携・協力

- 世界的な船員不足が顕在化している中、高度な技能を有した質の高い外国人船員を確保・育成するため、日ASEAN交通大臣会合にて我が国が提唱し、承認された「日ASEAN船員共同養成プログラム」に基づき、平成21年3月12日、我が国とフィリピンとの間で、覚書を交わし、この覚書に基づき、日本側は技術・人的援助の提供などを行い、フィリピン側は民間・大学・訓練機関の協力を奨励するなどの取組を進めていくこととしました。

（２）水産資源に関する連携・協力

- 極東海域の水産資源の保存管理を日露両国が連携して推進するため、平成20年6月及び平成21年1月、日露関係省庁間会議を開催し、両国間の密漁・密輸出対策の協力の重要性を改めて確認するとともに、これまでの協力の現状を評価しました。

（３）海洋調査・海洋科学技術に関する連携・協力

- 国際海事機関（IMO）において、我が国の主導で議論が進められている国際海運からの温室効果ガス削減対策に関し、IMOから作業を受託した独立行政法人海上技術安全研究所及び財団法人シップ・アンド・オーシャン財団が参画する国際コンソーシアムが、2007年における国際海運からの二酸化炭素排出量が8億7,000万トンであり、地球全体の二酸化炭素排出量の約3%に相当することを初めて明らかにしました。
- 地球環境問題等の世界的課題の解決に寄与するため、海洋大気変動の長期観測、大気観測と海洋観測を組み合わせた集中観測を行うとともに、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書策定に資するための地球シミュレータによる研究を行いました。
- 国際的な連携・協力により海洋に関する調査、研究、情報共有等を行う政府間海洋学委員会（IOC）に係る国内の活動を推進するため、海洋の科学的調査に関する国内体制を強化するため、日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会IOC分科会のもと、IOC国内検討ワーキンググループを設置しました。

（４）海洋環境に関する連携・協力

- IMOにおいて、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書VI（大気汚染防止規則）の改正案が採択され、2016年より特定の海域での窒素酸化物の規制値を現行規制値から80%低減するという、我が国からの提案が盛り込まれました。
- 北海道洞爺湖サミットの際の日露首脳会談において、両国隣接地域の豊かな生態系の保全及び持続的な利用の協力を行うという両首脳間の合意を踏まえ、政府は、

オホーツク海における温暖化による流氷の減少等についての議論及び今後の協力の進展のため、日露双方の第一線研究者による、「オホーツク海生態系保全・日露協力シンポジウム」を平成21年3月に札幌市で開催しました。

- 平成20年には、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）メンバー国間における大規模な油流出事故発生時の具体的協力内容、手続き等を規定している「NOWPAP地域油流出緊急時計画」について、これまで油のみであった本計画の対象物質に、危険物質及び有害物質（HNS）が追加されました。

（５）海洋の治安対策・航行安全確保に関する連携・協力

- 関係各国との間で海洋の安全に関する協力関係を強化するため、平成21年3月に開催されたASEAN地域フォーラム海上安全保障会期間会合（ISM）の第1回本会合にて、我が国はインドネシア及びニュージーランドと共同議長を務めるとともに、海上安全保障の分野に関する各国の教訓・反省等を取りまとめた「ベスト・プラクティス集」の作成を提案しました。

- 平成20年9月にニュージーランドにて開催された同国主催の拡散に対する安全保障構想（PSI）海上阻止訓練に、海上自衛隊の哨戒機2機のほか、警察・税関からなる貨物検査チーム等を派遣し、訓練の成功に大きく貢献しました。

また、アジア各国の海上保安機関や港湾管理主体との連携・協力を推進するため、海洋の治安や港湾の保安を確保するためのテロ対策訓練や港湾保安訓練を実施しました。

（６）防災・海難救助支援に関する連携・協力

- 我が国は、搜索救助に関する国際ワークショップを平成18年度より3カ年計画で開催しており、最終年度となる平成20年度には、IMO、米国沿岸警備隊、フィリピン沿岸警備隊など、2つの国際機関及び11の政府機関の参加を得て、搜索救助のための人材育成や各国の取組等に関する情報交換を行い、各国の救助調整本部間の連携・協力の促進・強化、専門家間の人的ネットワークの構築に取り組みました。

- 沿岸各国の津波・高潮等による災害の防止を支援するため、独立行政法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センターにおいて、国内外の関連機関と連携を図りつつ、津波・高潮を含む世界の水関連災害の防止、軽減に関する研究に取り組みました。

1 2 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

- 海の魅力と重要性を再認識し、新たな海洋立国を目指すことを目的として、海洋基本法が制定されて初めてとなる「海の日」記念式典・シンポジウムを平成20年

7月18日に開催しました。また、新たに「海洋立国推進功労者表彰」（内閣総理大臣表彰）を創設し、8名（2団体を含む）の方が第一回表彰者として受賞されました（トピックス（1）－③参照）。

- 内閣官房総合海洋政策本部事務局のホームページを活用し、海洋基本計画の策定等に関する情報を情報発信するとともに、「海洋情報のリンク集」を設け、政府関係諸機関の発信する海洋情報が一覧できるような工夫を行いました。
- 文部科学省中央教育審議会において取りまとめられた「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成19年1月文部科学省中央教育審議会答申）を踏まえ、海洋基本法の趣旨も反映して、平成21年3月に高等学校の教科「水産」等の学習指導要領の見直しを行いました。
- 文部科学省と農林水産省の連携による「地域産業の担い手育成プロジェクト」事業により、水産高校と地域の漁業・水産業界が連携して、現場実習等を通じて、次世代の担い手育成の取組を推進しました。平成20年度においては、全国で5カ所の地域で取組を行うとともに、平成21年度以降に本取組の事例集を作成し、普及啓発を図っていくこととしております。
- 平成20年3月に閣議決定された海洋基本計画につき、講演等を通じてわかりやすく普及に努めるほか、教育現場で活用されることを狙いとした「子ども海洋基本計画」を作成しました。
- 都市と漁村との交流活性化、エコツーリズムの推進等をはじめ、全国各地において、練習船等への体験乗船、各種海洋産業の施設見学会や職場体験会、海の仕事を分かりやすく紹介したポータルサイト「海の仕事.com」による情報発信、海岸清掃活動、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、研究機関における公開セミナー等の取組を行いました。

参 考 図 表

- 1 海洋に係る基本指標
- 2 各府省における海洋に関する業務一覧
- 3 地方公共団体における海洋の施策（アンケート集計結果）
- 4 平成20年度における主な研究成果について
- 5 海洋基本計画における主な海洋施策

表1 海洋に係る基本指標

・世界の指標

項目	データ	備考
国連海洋法条約批准国数	158カ国・地域(平成21年6月)	日本は平成8年6月に批准(国連ホームページより)
世界の海上輸送量	77億4,500万トン(平成20年)	(※3)
世界の漁業・養殖業生産量	1億5,648万トン(平成19年)	(※2)
世界の海賊発生件数	293件(平成20年)	国際商業会議所国際海事局作成レポートより
うち東南アジア	54件(平成20年)	
うちソマリア沖	111件(平成20年)	
世界の新造船建造量	6,769万総トン(平成20年)	(※3)

・日本の指標

項目		データ	備考
海洋産業の国内総生産額		約 16兆5,000億円(平成12年)	国内総生産の1.48%(注1)
海洋産業の従業者数		約 101.5万人(平成12年)	(注1)
海運関連			
我が国の海上貿易量		9億6,406万トン(平成19年)	総貿易量の99.7%(＊3)
海上輸送による輸入量		8億1,384万トン(平成19年)	総輸入量の99.8%(＊3)
海上輸送による輸出量		1億5,022万トン(平成19年)	総輸出量の98.9%(＊3)
日本人船員数		73,389人(平成20年)	(＊3)
うち外航船員数		2,621人(平成20年)	(＊3)
うち内航船員数		30,074人(平成20年)	(＊3)
うち漁業船員数		24,921人(平成20年)	(＊3)
その他		15,773人(平成20年)	引船、はしけ、官公庁船の船員数(＊3)
国内旅客輸送人員		10,079万人(平成19年度)	(＊3)
海難船舶隻数		2,414隻(平成20年)	(＊5)
海賊被害件数		12件(平成20年)	日本籍船・日本事業者運行の外国船の数字 (国際商業会議所国際海事局作成レポートより)
日本の新造船建造量		1,866万総トン(平成20年)	世界の新造船建造量の27.6%(第2位) (＊3)
漁業関連			
漁業・養殖業生産額		1兆6,539億円(平成19年)	(＊2)
漁業・養殖業生産量		572万トン(平成19年)	世界第5位(＊2)
漁業従事者数		20.4万人(平成19年)	(＊2)
港湾・漁港の数			
港湾数		997港(平成21年4月1日)	国土交通省港湾局調べ
漁港数		2,917港(平成21年1月1日)	農林水産省ホームページより
我が国の船舶数			
外航海運	日本籍船	98隻(平成20年6月30日現在)	我が国外航海運企業が運航する2000総トン以上の外航商船群(＊3)
	外国用船	2,555隻(平成20年6月30日現在)	
内航海運	旅客船	2,333隻(平成21年4月1日現在)	(＊3)
	貨物船	5,809隻(平成21年3月31日現在)	(＊3)
漁船		210,246隻(平成18年)	すべての海面漁業経営体が、直接漁業生産のために使用した漁船隻数(＊2)
プレジャーボート(保有隻数)		324,800隻(平成19年度)	特殊小型船(PWC)、プレジャーモーターボート、プレジャーヨット及び遊漁船の合計 (小型船舶統計(日本小型船舶検査機構)より)
小型船舶免許件数		316万人(平成20年度末)	国土交通省海事局調べ

表1 海洋に係る基本指標

(参考) 海洋に係る基礎的データ

・世界のデータ

項目	データ	備考
海洋の面積	3億6,203万km ²	地表面積5億0,995万km ² の70.8%(*6)
太平洋海域の面積	1億8,134万km ²	オホーツク、日本海等を含む(*6)
大西洋海域の面積	9,431万km ²	地中海、黒海等を含む(*6)
インド洋海域の面積	7,412万km ²	紅海、ペルシャ湾を含む(*6)
北極海	1,226万km ²	(*6)
海洋の平均水深	3,729m	(*6)
最深の水深	10,920m	マリアナ海溝(*6)

・日本のデータ

項目	データ	備考
我が国の領海と排他的経済水域の合計面積	約447万km ²	内水を含む (海上保安庁海洋情報部調べ)
我が国の海岸線の距離	3万5,340km	(*4)
離島の数	6,847島	北海道、本州、四国、九州、沖縄本島を除く 岸線0.1km以上の島数 (*1) および国土交通省局離島振興課調べ
有人離島の数	421島	
無人離島の数	6,426島	

(注1) 海洋産業の活動状況に関する調査報告書による推定値

報告書については (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/chousa/kaiyousangyou.html>) 参照

* 各種データの出典について、政府刊行物等掲載のものについてはその刊行物を記しております。

- * 1 統計年鑑(総務省統計局)
- * 2 水産白書(農林水産省水産庁)
- * 3 海事レポート(国土交通省海事局)
- * 4 海岸統計(国土交通省河川局)
- * 5 海上保安レポート(国土交通省海上保安庁)
- * 6 理科年表(丸善/国立天文台編)

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
内閣府	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)	参事官(重点分野担当)	・科学技術(フロンティア分野のうち海洋)の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の企画立案業務 等
	政策統括官(防災担当)	参事官(地震・火山対策担当)	・東海地震や東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の津波避難対策業務 ・中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」における東京湾の高潮による大規模水害対策業務 等
	沖縄振興局		・沖縄の離島における社会資本整備に係る業務 ・沖縄における赤土等の発生源対策業務 等
警察庁	生活安全局	地域課	・水上警察に関する業務 ・水難事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する業務 等
総務省	消防庁	予防課 特殊災害室	・海上災害に関する消防上の対策に関する業務
		国民保護・防災部 防災課国民保護運用室	・津波、高潮等による災害の予防、応急対策及び普及に関する業務 ・津波警報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、住民に瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム(J-ALEAT)」の整備に関する業務
法務省	刑事局	国際課	・旗国通報関連業務(国連海洋法条約に基づき、海上犯罪等に関し我が国がとった措置等を通報)
外務省	総合外交政策局	海上安全保障政策室	・海賊対策、アジア海賊対策地域協力協定の活動に係る業務 ・ASEAN地域フォーラム(ARF)における海上の安全に関する業務
	軍縮不拡散・科学部	国際科学協力室	・以下の機関等の設立文書作成に関する業務 等 － 地球観測に関する政府間会合(GEO) － 国際移動通信衛星機構(IMSO) － 統合国際深海掘削計画(IODP) － 北太平洋の海洋科学に関する機関(PICES)
	アジア大洋州局	地域政策課	・国境を越える犯罪に関するASEAN+3協力に係る業務(海賊対策、海上テロ対策)
	経済局	経済安全保障課	・エネルギー・鉱物資源の開発に関する業務
		漁業室	・多国間での漁業資源の保存及び管理のための体制構築・維持・運用に関する業務
	国際協力局	専門機関課	・国際海事機関(IMO)に関する業務 ・国際水路機関(IHO)に関する業務
		地球環境課	・船舶等からの投棄を原則として禁止するロンドン条約1996年議長書に関する業務 ・北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)に関する業務
	国際法局	海洋室	・国連海洋法条約に関する業務(含:大陸棚限界委員会、国際海底機構及び国際海洋法裁判所)
財務省	各地域局	各地域課	・海洋及び漁業に関する二国間協定又は協議の体制構築、維持及び運用に関する業務
	関税局	監視課	・関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶等の取締りに関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
文 部 科 学 省	生涯学習政策局	社会教育課	・社会教育(水族館等の博物館を含む。)における海洋に関する教育の推進に係る業務
	初等中等教育局	教育課程課	・海洋に関する教育も含む初等中等教育の教育課程に係る企画、立案等に関する業務
		児童生徒課 産業教育振興室	・高等学校の教科「水産」に関する教育の推進に係る業務
	高等教育局	専門教育課	・高等教育機関における海洋に関する人材の育成に関する業務
	研究開発局	地震・防災研究課	・地震計・津波計等の各種観測機器を備えた稠密な海底ネットワークシステムの技術開発に関する業務 ・地震調査研究推進本部等の方針に基づく、東南海・南海地震等の海溝型地震に関する調査観測研究や沿岸海域活断層等の調査研究に関する業務 等
		海洋地球課	・海洋科学技術の研究開発に関する基本的な政策の企画・立案・推進業務 ・独立行政法人海洋研究開発機構の事業管理などに関する業務 ・競争的研究資金「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」による技術開発に関する業務 ・統合国際深海掘削計画(IODP)の推進、及び政府間海洋学委員会(IOC)への参画など、海洋に関する国際協力業務 等
		地球・環境科学技術推進室	・GEOSS(全球地球観測システム)10年実施計画に基く、地球観測・予測研究の実施に関する業務 ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書策定に資するための、地球シミュレータを活用した気候変動予測等の科学的基礎提供に関する業務 ・全地球に関する多様な観測データを体系的に収集蓄積し、処理、解析、提供に関する業務
	独立行政法人 海洋研究開発機構		・海洋科学技術に関する研究の推進(地球環境観測研究、地球環境予測研究、地球内部ダイナミクス研究、海洋・極限環境生物研究)、共同研究および研究協力の推進、統合国際深海掘削計画の推進、独創的・萌芽的な研究の推進 ・海洋に関する研究開発成果の普及、情報発信、普及広報活動、研究開発成果の権利化および適切な管理 ・海洋に関する研究開発等を行う者への研究船(地球深部探査船など)の供用、試験研究施設(地球シミュレータなど)の供用 ・海洋にかかわる研究者および技術者の養成と資質の向上 等
	スポーツ・青少年局	青少年課	・海洋等における青少年の自然体験活動の促進業務
	文化庁	文化財部(伝統文化課、記念物課、参事官付(建造物担当))	・文化財(海洋に関連のある文化財を含む)に関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
農林水産省	林野庁	国有林野部 (経営企画課、業務課)、森林整備部(治山課、研究・保全課)	・保安林制度による海岸林等の適正な管理に関する業務 ・治山事業等による海岸林等の整備・保全に関する業務 ・津波などにより被災した海岸林等及びこれに係る施設を復旧するための災害復旧等事業に関する業務
	水産庁	漁政部 (漁政課、企画課、水産経営課、加工流通課、漁業保険管理官)	・水産庁の所掌事務に関する総合調整業務 ・水産に関する総合的な政策の企画及び立案に関する業務 ・漁業経営対策に関する業務、水産業協同組合への指導監督業務、水産金融制度に係る業務 ・水産物の加工業・流通業に関する業務 ・漁船保険・漁業共済制度に関する業務
		資源管理部 (管理課、沿岸沖合課、遠洋課、国際課)	・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づくTAC及びTAEの設定等に関する業務、資源回復計画に関する業務、漁業取締り業務 ・漁業法に基づく沿岸・沖合漁業の指導監督業務、遊漁船業に関する業務 ・漁業法に基づく遠洋漁業の指導監督業務 ・漁業に関する国際協定等の業務、海外漁業協力業務
		増殖推進部 (研究指導課、漁場資源課、栽培養殖課)	・水産に関する試験研究業務 ・漁場の保全及び水産資源に関する試験及び研究に関する業務 ・沿岸漁業に係る漁場の保全に関する業務 ・海洋水産資源の開発の促進に関する業務 ・栽培漁業、養殖業等の「つくり育てる漁業」に関する業務
		漁港漁場整備部 (計画課、整備課、防災漁村課)	・漁港漁場整備法に基づく漁場整備・漁港整備等に関する業務 ・漁村・漁港海岸事業に関する業務、水産関連施設の災害復旧に関する業務
経済産業省	産業技術環境局	知的基盤課	・産業技術総合研究所の海洋を含む地質調査に関する業務
	原子力・安全保安院	鉱山保安課	・鉱山保安法の施行のうち、海洋にある鉱山に関する業務 ・深海底鉱業暫定措置法の施行のうち、鉱山の保安に関する業務 等
	資源エネルギー庁	資源・燃料部政策課	・石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物等の安定的かつ効率的な供給の確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する業務 ・鉱業法の施行のうち、海洋にある鉱山に関する業務 ・深海底鉱業暫定措置法の施行に関する業務
		資源・燃料部鉱物資源課	・海底鉱物資源の開発及び利用の推進に関する業務
		資源・燃料部石油・天然ガス課	・海底下の石油、可燃性天然ガス等の鉱物資源の開発及び利用の推進に関する業務 ・日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に関する業務 ・石油及び可燃性天然ガス資源開発法の施行に関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	総合政策局	海洋政策課	・海洋基本計画の下での国土交通省として推進すべき海洋施策の企画・立案及び関係各局との総合調整に関する業務 ・海洋汚染防止法に基づく、船舶起因の海洋汚染及び大気汚染並びに海上災害を防止するための規制に関する業務 ・申請に基づく海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する業務 等
	国土計画局		・国土計画局の所掌事務のうち海洋利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する業務
	都市・地域整備局	下水道部	・東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における「海の再生」プロジェクトに関する業務 ・水質環境基準達成を目的とした下水道の基本計画である流域別下水道整備総合計画に関する業務 ・下水道の整備促進や高度処理導入の推進に関する業務
	都市・地域整備局	離島振興課	・離島における社会資本の整備・地域間交流の促進等の施策に関する業務
		特別地域振興官	・奄美群島、小笠原諸島における振興開発に関する業務
		公園緑地・景観課	・海浜部における都市公園整備等に関する業務
	河川局	水政課	・海岸（港湾に係る海岸を除く。）の行政監督に関する業務 ・公有水面（港湾内の公有水面を除く。）の埋立てに係る認可等に関する業務等
		河川環境課	・海洋環境の保全等に資する河川環境の保全に関する政策の企画及び立案に関する業務
		砂防部保全課	・山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理への取り組みに資する制度、予算、調査などの施策の企画及び立案等に関する業務 ・陸域と一体的に行う沿岸域管理のための必要な措置に関する業務
		防災課	・高潮等により被災した施設の災害復旧関係事業に関する業務 ・海岸域における水防活動に関する業務
		砂防部保全課海岸室	・海岸保全基本方針などの立案を、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全に必要な措置に関する業務
	海事局	総務課	・海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関する業務 等
		安全・環境政策課	・船舶の航行の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 ・海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 等
		海事人材政策課	・水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 等
		外航課	・外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及び調整に関する業務 等
		内航課	・水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する業務 等
		運航労務課	・水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関する業務 ・船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること 等
		船舶産業課	・造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する業務 ・船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通、及び消費の増進、改善及び調整に関する業務 等

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	海事局	安全基準課	・船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関する業務 等
		検査測度課	・船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する業務 ・船舶のトン数の測度及び登録に関する業務 等
		海技課	・船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する業務 等
	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	共有建造支援部 共有船舶管理部	・各種の支援業務(・海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者の使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること、民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守若しくは修理に必要な資金に充てるための助成金を交付すること 等) ・高度船舶技術に関する調査、情報収集・提供 等
		企画調査部	・船舶、港湾分野の基礎的研究の実施・成果の普及
	独立行政法人 航海訓練所		・商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対する航海訓練の実施
	独立行政法人 海技教育機構		・船員に対する船舶の運航に関する学術及び技能の教授
	独立行政法人 海上技術安全研究所		・船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等
	港湾局	総務課	・開発保全航路に関する業務 ・港湾施設の整備に際する公有水面の埋立てに関する業務 ・港湾、海域の保安に係る情報収集・分析・提供 等
		港湾経済課 港湾情報化推進室	・スーパー中枢港湾の指定、港湾手続の統一化・簡素化等に関する業務
		計画課	・自然環境の保全等に配慮した港湾整備事業の実施等に関する業務 ・効率的かつ安定的な海上輸送を確保するための係留施設・航路等の整備等に関する業務 ・我が国の海上物流ネットワークの分析・港湾整備の方策等の検討に関する業務 等
		振興課	・海域・陸域一体となった施策等の総合的実施に係る調整等に関する業務 ・海洋の利用開発に係る施策の企画、立案等の業務
		技術企画課	・国際海上コンテナターミナル等の国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備に関する業務 ・離島の海上交通の安全性の確保等のための港湾及び開発保全航路の整備に関する業務
		技術企画課 技術監理室	・水域施設や係留施設等の港湾の施設に対する性能規定に関する業務 ・港湾及び沿岸域の開発、利用、保全に係る先端的な研究・技術開発に関する業務 ・東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等の閉鎖性海域におけるゴミや油等を回収する海洋環境整備船の建造・配備に関する業務 ・大型浚渫兼油回収船の配備等に関する業務 等
		国際・環境課	・東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における「海の再生」プロジェクトに関する業務 ・沈没船・放置座礁船処理等に関する業務 ・港湾整備等により発生した浚渫土砂を有効工活用した覆砂、干潟等の造成、深堀跡の埋戻し等に関する業務 ・「港湾景観形成ガイドライン(平成17年3月策定)」に関する業務 等

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	港湾局	海岸・防災課	・海岸保全基本方針などの立案、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全に関する業務 ・大規模災害発生時等において海上輸送を確保するための耐震強化岸壁や基幹的広域防災拠点の整備等に関する業務 ・津波・高潮等の大規模自然災害によって被災した施設の被害拡大防止及び復旧に関する業務 等
	独立行政法人 港湾空港技術研究所		・大規模地震防災、津波防災、高潮・高波防災、海上流出油対策等沿岸域の人為的災害対応、閉鎖性海域の水質・底質の改善、沿岸生態系の保全・回復、広域的・長期的な海浜変形、港湾・空港施設の高度化、ライフサイクルマネジメント、水中工事等の無人化、海洋空間高度利用技術・環境対応型技術等に関する調査・研究・技術の開発・成果の普及等
	航空局	監理部 航空事業課	・離島航空路線の維持を図るための補助、離島における就航率の向上等を図るための衛星航法補強システム(MSAS)受信機購入費の補助に関する業務
	北海道局	参事官	・北方領土隣接地域の市町等が単独事業として実施する水産資源増大対策事業などの地域の産業振興を図る施策の推進に要する経費補助に関する業務
	国土地理院	測地部	・排他的経済水域(EEZ)の範囲を決定する基線を構成する離島等における三角点の新設や既設三角点の改測等の位置情報整備に関する業務
		測図部	・離島の周期的な空中写真撮影に関する業務
		測地観測センター	・標高の基準となる平均海面の高さの決定等のための全国25験潮場における潮位観測に関する業務 ・電子基準点を設置している沖ノ鳥島等における位置決定のための連続観測に関する業務
		地理地殻活動 研究センター	・海岸昇降検知センターにおける各省庁及び公共機関等の登録潮位観測施設(144施設)の潮位観測データの一元的提供に関する業務
	気象庁		・海洋を含む気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に係る業務 ・以下についての総合調整及び実施に関する業務 - 海上の気象等の観測及びその成果の発表 - 海上の気象等の予報、注意報、警報等の発表 - 地震・津波・火山噴火に関する観測とその成果の収集及び警報等の発表 - 高潮・波浪等に関する観測と成果の収集、注意報・警報等の発表 - 海流、海水温、海水等の海水象に関する観測と成果の収集、予報等の発表 - 気候に関する情報の収集及び発表
		気象研究所	・地震発生の予知研究等に関する業務 ・津波予測研究に関する業務 ・水象に係る物理的及び地球化学的研究に関する業務 ・水象に係る予報の研究に関する業務 等
	海上保安庁	総務部	・政策の企画・立案、海上保安庁内の総合調整等に係る業務
		装備技術部	・船舶、航空機の建造・維持、各種装備に関する技術的事項の企画・立案等及び国有財産、物品等の管理に係る業務
		警備救難部	・海難救助、マリンレジャーの安全推進、国内及び外国船による密漁対策、密輸・密航対策、テロ対策、不審船・工作船対策、海洋環境の保全、海洋環境保全対策、海上環境事犯の摘発、事故災害対策、自然災害対策に係る業務
		海洋情報部	・海底地形の調査や航海に必要な情報の収集、海図や航行警報による情報提供等に係る業務
		交通部	・海難の調査やその分析結果に基づく海難防止対策の立案、航路標識の整備計画の策定等、海上交通業務に関する企画・立案・調整に係る業務
	独立行政法人 海上災害防止センター		・海上防災措置の実施、排出油等防除資機材の保有、海上防災訓練に関する業務、海上防災に関する調査研究、海上防災に関する情報の収集・整理・提供、国際協力の推進 等

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	運輸安全委員会		- 船舶事故の再発防止、被害の軽減を目的とした調査に関する業務 - 関係する行政機関や事故を起こした関係者等への勧告等に関する業務
	国土技術政策総合研究所	沿岸海洋研究部	- 沿岸海洋における環境創造・共生型事業を評価する技術に係る研究に関する業務 - 沿岸海洋における環境モニタリング技術の開発とその応用に係る研究に関する業務
	地方整備局	河川部	- 海岸保全施設整備事業等の実施に関する業務 - 直轄工事を施行する海岸の利用、保全に係る許認可等に関する業務
	北海道開発局	建設部	- 北海道での海岸保全施設整備事業等の実施に関する業務 - 北海道での直轄工事を施行する海岸の利用、保全に係る許認可等に関する業務
環境省	地球環境局	環境保全対策課	- 海洋汚染防止法の下での海洋投入処分の許可審査に関する業務 - 国家的な緊急時計画に基づく油及び有害液体物質事故に準備・対応するための脆弱沿岸マップの作成及び更新業務 - 事業者からIMOに提出するバラスト水管理システム装置申請書の国内事前審査業務 - 漂流・漂着ゴミの削減に向けた取組の推進に関する業務 等
	水・大気環境局	水環境課	- 公共用水域(海域を含む)についての水質環境基準の設定、排水規制に関する業務 - 都道府県が実施する公共用水域(海域を含む)の水質常時監視結果の報告に関する業務
		水環境課 閉鎖性海域対策室	- 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量の総量の削減等に関する業務 - 瀬戸内海、有明海及び八代海の海域の環境の保全等に関する業務 等
	自然環境局	総務課 自然ふれあい推進室	海洋域を含むエコツーリズムの推進等に関する業務
		自然環境計画課	- 自然環境保全基礎調査、重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)に関する業務 - 自然環境保全地域(海域を含む)の指定に関する業務 - 東アジアを中心としたサンゴ礁保護区ネットワーク戦略、国内のサンゴ礁保全行動計画の策定に関する業務 - 海洋生物多様性の情報整備、海洋生物多様性保全戦略の策定に関する業務 等
		国立公園課	- 国立公園の海中公園地区及び普通地域(海域)での許認可業務 - 国立・国定公園における海中公園地区の指定に関する業務 - オニヒトデ駆除等のグリーンワーカー事業に関する業務
		野生生物課	- 海鳥類など海洋に生息する野生生物の種の保存や保護管理に関する業務 - 国指定鳥獣保護区の指定や管理等に関する業務 等
	廃棄物・リサイクル対策部	廃棄物対策課	- 海岸(海岸保全区域外)に大量に漂着した廃棄物を市町村が処理した場合の支援に関する業務 - 海岸漂着物を含めた廃棄物の処理に必要な廃棄物処理施設や浄化槽の整備に対する市町村への支援に関する業務 等
		浄化槽推進室	離島における浄化槽の整備に関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
防衛省	防衛政策局	防衛政策課	・海洋政策に関する業務
		国際政策課	・海上安全保障分野での各国との防衛交流等に関する業務
		防衛計画課	・海上自衛隊の組織、編成、装備、配置等に関する業務
		調査課	・海洋情報に関する業務
	運用企画局	事態対処課	・海上警備行動、警戒監視等自衛隊の行動に関する業務
		運用支援課	・海上自衛隊の部隊訓練等に関する業務
	海上自衛隊		・海上における人命・財産の保護 ・周辺海域の警戒監視 等

表3 地方公共団体における海洋の施策

注意) この表は地方公共団体に対して実施したアンケート結果からの抜粋・編集をした結果であり、必ずしも地方公共団体の施策全体を網羅したものではありません。

関連記述: 24ページ

第1部2節(6) 地方公共団体における海洋関連業務の概要 ~アンケートを通じて~

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
水産	沿岸水産資源開発区域の指定	海洋水産資源開発促進法 第5条	
	開発区域についての沿岸水産資源開発計画の作成	海洋水産資源開発促進法 第7条	
	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の作成	沿岸漁場整備開発法 第7条の2	
	漁業等に対する養殖生産に関する指導指針の作成	持続的養殖生産確保法 第15条	海面養殖指導指針
	海洋生物資源の保存及び管理に関する(都道府県)計画の作成	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 第4条	
	海洋生物資源採捕数量等報告規則の制定	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 第17条	
	海面漁業調整規則の制定	水産資源保護法 第4条 漁業法 第65条	
	保護水面の指定	水産資源保護法 第15条	
	保護水面についての管理計画の作成	水産資源保護法 第17条	
	水産業・漁村の振興に関する計画の作成	—	水産業・漁村振興計画、水産振興基本計画
	資源回復計画の作成	—	イカナゴ資源回復計画、底引き網漁業包括的資源回復計画
	漁港漁場整備法施行細則の制定	漁港漁場整備法	
	漁港区域の指定・管理	漁港漁場整備法 第6条、第26条	
	漁港管理条例の制定	漁港漁場整備法 第26条	
	漁港維持運営計画の作成	—	〇〇漁港維持運営計画
	漁港の保全上特に必要がある区域の指定	漁港漁場整備法 第39条	
	漁港の使用許可等に関する条例等の制定	漁港漁場整備法 第39条	
	漁港の占用料・土砂採取料に関する条例等の制定	漁港漁場整備法 第39条の5	
	特定漁港漁場整備事業計画の作成	漁港漁場整備法 第17条	
	広域漁港(漁場)整備事業基本計画等の作成	—	〇〇漁港広域漁港事業整備基本計画

表3 地方公共団体における海洋の施策

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
水産	漁港工事の分担金徴収に関する条例等の制定	—	漁港工事分担金徴収条例
	漁港整備等に関する構想の作成	—	・ 室蘭市追直漁港地域整備構想（Mランド構想） ・ 室蘭市追直地域マリンビジョン計画
港湾	港湾計画の作成	港湾法 第3条の3	
	港湾区域の申請・認可・管理、港湾隣接地域・臨港地区（都市計画区域外）の指定・管理、港湾施設の申請・管理	港湾法 第2条、第4条、第12条、第37条、第38条 （都市計画内の臨港地区については都市計画法 第8条）	
	占用料・土砂採取料に関する条例等の制定	港湾法 第37条	
	行為・工事等の規制に関する条例等の制定	港湾法 第37条	
	船舶の放置防止に関する条例等の制定	港湾法 第37条の3	
	入港料の徴収に関する条例等の制定	港湾法 第44条の2	
	（港湾区域）港湾区域内における公有水面の埋立免許料等に係る条例等の制定	港湾法 第58条	
	（臨港地区）臨港地区内の分区の指定	港湾法 第39条（分区の指定）	
	（臨港地区）臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例等の制定	港湾法 第40条（構築物の規制）	
	港湾区域の定めのない港湾の設定、管理	港湾法 第56条、第56条の2	
	港湾法第56条に関する施行細則の制定	港湾法 第56条	
	地方港湾審議会の設置等に関する条例等の制定	港湾法 第24条の2、第35条の2	
	重要国際埠頭施設の前面の泊地における制限区域の設定	国際航海船舶及び国際港湾船舶の保安の確保等に関する法律 第37条	
	プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例等の制定	—	プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例、係留保管の適正化に関する条例
	沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例等の制定	—	放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例

表3 地方公共団体における海洋の施策

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
港湾	港湾計画の基礎となる長期計画基本構想等の作成	—	・ 白老港港湾計画基本構想 ・ 羽幌港長期計画基本構想 ・ 霧多布港長期計画
	港湾計画に則したまちづくり計画等の作成	—	・ 瀬棚港マリンタウンプロジェクト
	港湾の将来ビジョン、振興ビジョン等の作成	—	・ 小樽港将来ビジョン ・ 館山港港湾振興ビジョン ・ 八幡浜港（港湾・漁港）振興ビジョン ・ 清水港ビジョン
	みなとの色彩に関する計画の作成	—	・ 清水港・みなと色彩計画
海岸	海岸保全基本計画の作成	海岸法 第2条の3	
	海岸保全区域・一般公共海岸区域の指定・管理	海岸法 第3条、第5条、第37条の3	
	占用料・土石採取料に関する条例等の制定	海岸法 第11条、第37条の8	
	行為の制限等に関する条例等の制定	海岸法 第7条、第8条、第8条の2、第37条の4～6	
	管理に関するその他必要な事項を定める条例等の制定	海岸法 第7条、第8条、第8条の2、第11条、第37条の3～6、第37条の8	
	一般海域（海底を含む）の管理	国有財産法 第9条	
	使用又は収益の許可	国有財産法 第18条	
	行為の制限、管理に関するその他必要な事項を定める条例等の制定	—	・ 一般海域管理条例（大阪府、香川県、福岡県、熊本県） ・ 京都府海岸等管理条例 ・ 島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則
	占用料・土地採取料等に関する条例等の設定	—	・ 北海道海域使用料等徴収条例 ・ 和歌山県海底の土地使用料徴収条例 ・ 鹿児島県海底の土地使用料条例
	砂利採取計画に対する認可基準の作成	砂利採取法 第19条	・ 砂利採取計画認可基準（兵庫県）
	海砂採取を禁止する方針の作成、採取禁止区域の指定	—	一般海域における海砂採取に関する基本方針、海砂採取に関する基本方針、海砂採取にかかる採取禁止区域
	海砂利採取の削減に関する計画の作成	—	・ 海砂利採取削減計画（有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に基づく）

表3 地方公共団体における海洋の施策

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
海岸	海岸への自動車乗り入れを規制する条例等の制定	—	・大磯町海岸自動車等乗り入れ禁止条例
	深夜花火を禁止に関する条例等の制定	—	・鎌倉市深夜花火の防止に関する条例
	埋立行為の遵守基準の設定	—	・横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例
環境	国定公園の指定の申出	自然公園法 第5条	
	国定公園の公園計画の決定・追加の申出	自然公園法 第7条	
	国定公園の管理	自然公園法	
	海中公園地区の指定、地区内における行為への許可	自然公園法 第24条	
	普通地域内における行為への届出の受理	自然公園法 第26条	
	都道府県立自然公園の指定・管理	自然公園法 第59条、第60条	
	鳥獣保護事業計画の作成	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第4条	
	指定猟法禁止区域の指定	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第15条	
	鳥獣保護区の指定	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第28条	
	鳥獣保護区内の特別保護地区の指定	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第29条	
	特定猟具使用禁止区域の指定	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第35条	
	自然環境保全地域の指定に係る意見	自然環境保全法 第22条	
	自然再生全体構想の作成、対象区域の指定	自然再生推進法 第8条	
	サンゴ礁の保全に関するマナー等の周知	—	・吉野海岸サンゴ礁生態系保全マナー（宮古島市）
	渡り鳥の保護のための計画の作成	—	・東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク活用整備計画（八代市）
	環境省令よりもきびしい排水基準の設定	水質汚濁防止法 第3条	
	総量削減計画の作成	水質汚濁防止法 第4条の3	
	総量規制基準の策定	水質汚濁防止法 第4条の5	

表3 地方公共団体における海洋の施策

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
環境	生活排水対策の推進に関する条例の制定	水質汚濁防止法 第14条の4	生活排水対策の推進に関する条例
	公共用水域及び地下水の水質測定計画の作成	水質汚濁防止法 第16条	
	流域別下水道整備総合計画の作成	下水道法 第2条の2	
	下水道事業計画の作成	下水道法 第4条、第25条の3	
	下水道条例の制定	—	公共下水道条例
	環境基準（水質）に係る水域類型を当てはめる水域の指定	環境基本法 第16条	
	瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の作成	瀬戸内海環境保全特別措置法 第4条	
	自然海浜保全条例の制定、自然海浜保全地区の指定	瀬戸内海環境保全特別措置法 第12条の7	
	有明・八代海の再生に関する県計画の作成	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律 第5条	
	ウミガメ保護に関する条例等の制定	—	・ウミガメ保護条例（美波町、福津市）
	ふるさとの環境保全に関する条例等の制定	—	・青森ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 ・京都府環境を守り育てる条例 ・京丹後市美しいふるさとづくり条例 ・長崎県未来につながる環境を守り育てる条例 ・ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例 ・御宿町きれいな海浜環境を守る条例 ・西予市沿岸域の環境保全に関する条例
	海岸の環境保全に関する条例等の制定	—	・海岸の環境保全に関する条例（鎌倉市）
	水質改善に関する計画等の作成	—	・松島湾リフレッシュ事業 ・富山県水質環境計画 ・第4期鹿児島湾水質環境管理計画
	環境基本計画の作成	—	環境基本計画
	公害防止条例の制定	—	公害防止条例 生活環境の保全のための、排水基準を設定等

表3 地方公共団体における海洋の施策

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
都市	都市計画区域内における地域地区（風致地区、臨港地区）の指定	都市計画法 第8条	
	都市計画における都市施設の決定	都市計画法 第11条	
	風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定	都市計画法 第58条	
林野	保安林の指定	森林法 第25条の2	
	高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定	森林病虫害等防除法 第7条の5	
	樹種転換促進指針の制定	森林病虫害等防除法 第7条の6	
	地区防除指針の制定	森林病虫害等防除法 第7条の9	
	地区実施計画の作成	森林病虫害等防除法 第7条の10	
	都道府県防除実施基準の制定	森林病虫害等防除法 第7条の3	
	松くい虫被害対策自主事業計画の作成	—	松食い虫被害対策自主事業計画
	防災林の保全・管理に関する計画の作成	—	・海岸防災林共同管理計画 (静岡：広野・用宗・石部海岸、富士海岸、榛原海岸)
文化財	国指定史跡名勝天然記念物の管理	文化財保護法 第113条、第115条、第119条	
	史跡名勝天然記念物の保存管理計画の作成	—	・松島保存管理計画 ・史跡和賀江嶋保存管理計画 ・国指定名勝及び天然記念物「曾々木海岸」に係る保存管理計画 ・名勝伊豆西南海岸管理計画 ・名勝三保松原管理計画
	伝統的建造物群保存地区の指定に関する条例等の制定	文化財保護法 第143条	・伝統的建造物群保存地区保存条例(平戸市)
	伝統的建造物群の保存に関する計画の作成	—	・平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存計画
	文化財の指定・管理に関する条例等の制定	文化財保護法 第182条	文化財保護条例
	文化庁長官の権限に属する事務の実行	文化財保護法 第184条	現状変更規制地区の種別と規制基準、保護地区
	海底遺跡の活用方針の作成	—	・松浦市鷹島海底遺跡保存活用方針

表3 地方公共団体における海洋の施策

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
その他	公の施設の設置・管理に関する条例等の制定	地方自治法 第244条、第244条の2	・大洗町海水浴場管理運営規定 ・御宿町海水浴場等に関する条例 ・石川県海水浴場に関する条例 ・下田市海水浴場に関する条例 ・瀬戸内市海水浴場等に関する条例 ・南島原市海水浴場条例 ・宮崎県サンビーチツ葉管理規則 ・読谷村海水浴場の設置及び管理に関する条例 ・南島原市マリンパークありえ条例 ・山形県海浜公園条例 ・志摩市南張海浜公園管理棟の設置及び管理に関する条例 ・和歌山県海浜公園設置及び管理条例 ・福岡市海浜公園条例 ・市原市海釣り施設の設置及び管理に関する条例 ・横浜市海づり施設条例 ・北谷アラハビーチにおける海浜施設利用許可取扱要綱 ・北谷北前海岸の海浜使用及び管理に関する条例 ・小樽市公共船客待合所条例 ・福岡市立ヨットハーバー条例 ・銚子マリーナの設置及び管理に関する条例 ・和歌山県マリーナ条例・施行規則 ・新居浜マリーナ設置及び管理規定・施行規則 ・鳴門市栈橋条例 ・高知県海岸緑地公園の設置に関する条例 ・美波町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
	総合計画の作成	地方自治法 第2条	・志摩市総合計画 ・洲本市総合基本計画 ・延岡市長期総合計画 ・岡垣町第4次総合計画後期基本計画 ・第4次豊前市総合計画基本計画
	景観に関する条例等の制定	景観法 第8条	・関門景観条例、同施行規則→関門景観形成指針、関門景観形成地区 ・宇和島市景観条例→遊子水荷浦地区景観計画→景観計画区域 ・景観計画区域（石垣市）
	地域再生計画の作成	地域再生法 第5条	・豊かな水産・観光資源に恵まれたまち、港でつなげる地域防災の輪（三重県・鳥羽市）

表3 地方公共団体における海洋の施策

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
その他	プレジャーボート等の事故防止に関する条例等の制定	—	・北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例 ・三重県モーターボート及びヨット事故防止条例 ・長崎県遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例
	観光区域の保持に関する条例等の制定	—	・白浜町観光区域の保持に関する条例、同施行規則
	海域の利用調整に関するルール・ガイドラインの作成、協定の締結、潜水海域の設定等	—	・海浜利用のルール（鎌倉市） ・海・浜のルールブック（逗子市） ・宮古地域における海面の調和的利用に関する指針（沖縄県） ・海面利用に関する協定（宜野湾市） ・沿岸域の利用・保全ルール（恩納村）
	世界遺産地域の管理計画の作成	—	・知床世界遺産地域多利用型統合的 海域管理計画 ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画
	海を活用したまちづくり計画の作成	—	・日立市海の活用マスタープラン ・とやま21世紀海ビジョン
	豊かな流域づくり構想の作成	—	・やまぐちの豊かな流域づくり構想（榎野川モデル）
	エコパークゾーン整備基本計画の作成	—	・自然と人の共生を目指す港湾とその周辺の整備計画（福岡市）
	防潮堤の保護に関する条例等の制定	—	・防潮堤の保護のため、防潮堤に影響を与える工事等への規制、隣接地の規制など（大阪府）
	ポイ捨ての防止に関する条例等の制定	—	・空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止等について定める。海岸も対象（吉富町）
	渡船の安全管理に関する規程の制定	—	・志摩町渡船事業の規程。事業を行うにあたって基づくべき決まりごと
	温排水による影響の調査に関する計画の作成	—	・発電所等の前面海域において、発電所からの温排水が海洋生物に及ぼす影響を把握するための調査計画（福島県）

表4 平成20年度における主な研究成果について

発表月日	内容	機関
H21.5.11	海底に設置した基準点の位置をセンチメートルの精度で計測する海底地殻変動観測技術を開発し、2005年8月に宮城県沖の海洋プレート境界で発生した地震による地殻のひずみの解消から、再びひずみの蓄積が開始されるまでの移行過程を、海底の動きとして捉えることに、世界で初めて成功	海上保安庁、東京大学
H21.4.13	世界で初めてARGOS-3システムによる高速データ通信に成功	海洋研究開発機構
H21.4.2	国際北極ブイ計画IABPで展開されている氷上ブイが配信している観測データが北極海の気候循環解析の精度にとって極めて重要であることを解明	気象庁、海洋研究開発機構、同志社大学
H21.3.25	無魚粉飼料の開発で養殖業の発展に大きく貢献	水産総合研究センター
H21.3.25	放流したトラフグの自然繁殖を世界で初めて確認	水産総合研究センター
H21.3.25	カツオの遊泳層である中層の水温図を利用した魚群探索が有効であることを確認	水産総合研究センター
H21.3.19	簡易な操作で船舶の抵抗の計算ができる自動化CFD(数値流体力学) パッケージソリューションであるワンクリックCFD を新たに開発	海上技術安全研究所
H21.3.19	カンパチの養殖期間を約1年半から約1年へ大幅に短縮	水産総合研究センター
H20.12.18	ヤシガニの産卵場所を世界で初めて特定	水産総合研究センター
H20.12.10	世界初の小型船舶による深海探査機の遠隔制御システムを開発	海洋研究開発機構
H20.11.27	二重反転プロペラの最適設計ツールを提供	海上技術安全研究所
H20.11.22	マナマコの放卵・放精を誘発する神経ホルモンの解明に世界で初めて成功	水産総合研究センター、九州大学、自然科学研究機構
H20.10.30	タイ南部のインド洋沿岸において、過去2500年間の地層中から過去の津波の証拠を4層発見	産業技術総合研究所、タイ国チュロンコン大学、米国地質調査所、米国ワシントン大学、豪州地質調査所
H20.10.17	日本海溝域における深海クラゲの生態と役割の解明	海洋研究開発機構、水産総合研究センター、スペイン国海洋研究所、米国イーストストラスバーク大学など

表4 平成20年度における主な研究成果について

発表月日	内容	機関
H20.10.15	大型二枚貝タイラギの養殖技術の開発に成功	水産総合研究センター、田崎真珠(株)、長崎県総合水産試験場
H20.10.2	風波のある実海域での性能実験を異なる船種で実施し、実海域における燃費に関する性能評価指標がこの実験結果と良好に一致することを確認	海上技術安全研究所
H20.9.22	マリアナ諸島西方の太平洋において成熟ウナギの捕獲に世界で初めて成功	水産庁、水産総合研究センター
H20.9.15	地震時に断層内部で生じた高温の水の痕跡を世界で初めて発見	海洋研究開発機構、大阪大学、神戸大学など
H20.9.3	超音波によるFRPの厚みと硬化度評価手法の開発(平成18-19年度)」の研究を実施し開発した技術とアルゴリズムが国内初のプロトタイプ診断装置に搭載され下水道更生管(下水道管に熱硬化性樹脂を使用したFRPの内張り)の品質管理に貢献	海上技術安全研究所、芦森工業株式会社
H20.8.1	クロロフィルdを合成する光合成生物が地球上のあらゆる水界中に普遍的に分布していることを発見	海洋研究開発機構、京都大学
H20.7.29	新しい高圧培養法による生命の最高生育温度記録更新と高圧メタン生成	海洋研究開発機構
H20.7.22	世界各地の海底堆積物内にこれまでは数が少ないと考えられていたアーキア(古細菌)が大量に生息していることを発見	海洋研究開発機構、独国ブレーメン大学
H20.7.20	2軸船も対象、船型要目最適化プログラム“HOPE”を開発	海上技術安全研究所
H20.7.14	地球規模での異常気象を引き起こすインド洋ダイポールモード現象の発生を予測	海洋研究開発機構
H20.6.16	大深度小型無人探査機「ABISMO」が世界で初めてマリアナ海溝水深1万m超の海洋～海底面～海底下の連続的資料採取に成功	海洋研究開発機構

表5 海洋基本計画における主な海洋施策

1. 我が国における海洋保護区の設定の推進
2. 大陸棚延長のための対策の推進
3. 外国船による科学的調査・資源探査への対応
4. エネルギー・鉱物資源の計画的開発
5. 安定的な国際海上輸送の確保
6. 海洋の安全に関する制度の整備
7. 排他的経済水域等での一体的な調査の推進
8. 海洋に関する情報の一元的管理・提供
9. 海洋に関する研究開発の推進
10. 沿岸域の総合的な管理
11. 海洋管理のための離島の保全・管理

1. 我が国における海洋保護区の設定の推進

生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用に資するため、海洋保護区について、我が国におけるあり方を明確化するとともに、その適切な設定を推進する。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

【海洋保護区(MPA: Marine Protected Area)とは】

動植物相等を含む海域で、法律等により保護されている区域。
Marine Park(海中公園)、Marine Reserve(海洋保護区)などの名称を使用している国もあり、定義や用途は異なっている。

→国際的に統一された具体的な概念はない

環境保全に関する国際動向

- ・国連環境開発会議(1992年)
- ・生物多様性条約(1992年)
- ・ヨハネスブルグサミット(2002年)等

→生態系管理手法としてのMPAへの期待が高まる

豪州、米国等では、
国内法に基づくMPAを
それぞれ独自に設定

環境保全に関する国内動向

我が国の周辺海域(特に沿岸域)においては、**環境の悪化、生態系かく乱の懸念、水産資源の減少等が問題化**

→海洋の持続可能な利用の危機

我が国における
海洋保護区に
ついての、
①設定目的の
明確化
②海域利用実態
を踏まえたあり方
の明確化

海洋保護区を
適切に設定

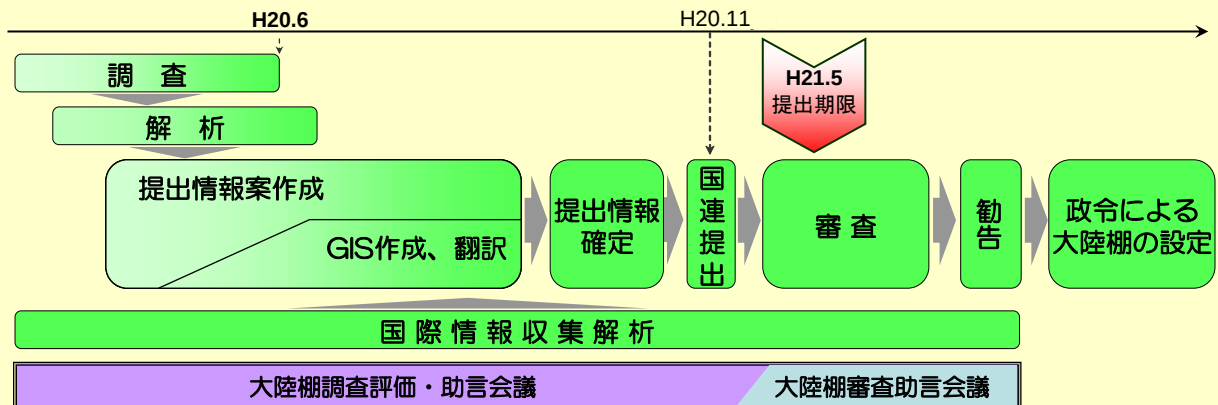
「日本型」
海洋保護区
についての
国際的理解
の醸成

2. 大陸棚延長のための対策の推進

平成20年6月に完了した大陸棚調査の成果に基づく国連提出情報の作成、「大陸棚の限界に関する委員会」での審査への対応等を行う。（外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省 等）

国連海洋法条約

- ☆ 沿岸国の200海里までの海底等を「大陸棚」と規定するとともに、地形・地質的条件によっては200海里を超えて大陸棚を設定可能。
- ☆ 地形・地質データ等を含む大陸棚の限界に関する情報を、「大陸棚の限界に関する委員会」に提出し、その勧告に基づいて大陸棚の限界を設定することが必要。



3. 外国船による科学的調査・資源探査への対応

排他的経済水域等における鉱物資源の探査の管理及び外国船による科学的調査が、我が国の同意を得ずに実施される等の問題への対応策について、制度上の整備を含め検討し、適切な措置を講じる。（外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 等）

現状及び問題点

- 我が国は、外国船による海洋の科学的調査について、同意手続に関する法律を制定しておらず（日中間では「相互事前通報の枠組み」が存在）、ガイドラインにより対応。
- 我が国EEZ等における外国船による科学的調査について、同意手続の不履行、同意条件の逸脱（資源探査と思われる行為を含む）等の事例が発生。



外国海洋調査船

- 我が国EEZ等における外国船による科学的調査で生じている問題解決のため、近隣国同様、科学的調査・資源探査を規制するための法律を制定すべきとの指摘あり。

対

海洋の科学的調査・資源探査の法制化を行う場合を想定し、諸課題について検討。

応

留意点

科学的調査等を規制する場合

- ・ 我が国と相手国との主張が重複する海域が存在することに起因する問題や、暫定的な枠組みへの影響を考慮すべき
- ・ 外交交渉の柔軟性を確保すべき（交渉への影響の可能性） 等との指摘あり。

4. エネルギー・鉱物資源の計画的開発

平成21年3月に策定した「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の下で排他的経済水域等に賦存する石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床の探査・開発を着実に推進。メタンハイドレート及び海底熱水鉱床について、今後10年程度を目途に商業化を目指す。（経済産業省 等）

国際的背景

- 資源価格の高騰に伴い、資源産出国において資源ナショナリズムが高揚。

平成20年に入ると100ドルを超える水準に



我が国の対策

- 資源外交による資源産出国との関係強化に加えて、自らの安定的な資源供給源として排他的経済水域等においてエネルギー・鉱物資源の開発を推進することが重要。

燃焼するメタンハイドレート



課題

- 石油・天然ガス：大水深海域等における探査の広域展開。特に三次元物理探査船の十分な活用。
- メタンハイドレート：海洋産出試験段階への移行。
- 海底熱水鉱床：資源量・環境影響の調査。採鉱・金属回収技術の開発。
- 以上は民間企業のみでは実施困難であり、国の主導による本格的な探査・開発が必要。

明確な目標と綿密な計画の下で、着実に推進。

「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定

（平成21年3月）

【目標】メタンハイドレート及び海底熱水鉱床について、今後10年程度を目途に商業化を実現。

- 目標達成に至るまでの探査・開発の道筋（ロードマップ）
- そのために必要な技術開発
- 国、研究機関及び民間企業が果たすべき役割分担 等

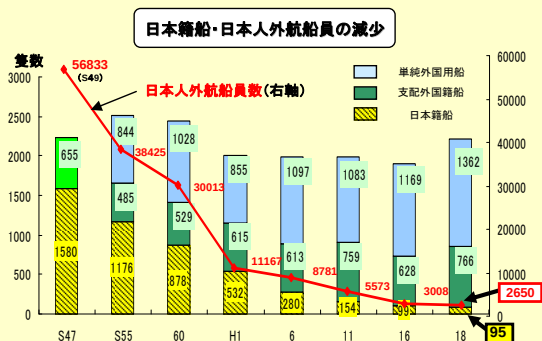
5. 安定的な国際海上輸送の確保

我が国の外航海運業の国際競争力の向上を図るとともに、日本籍船及び日本人船員の確保を図るための施策を講ずる。（国土交通省 等）

我が国の外航海運業の現状

四面環海で資源の乏しい我が国において、貿易量の99.7%を担う外航海運は、我が国経済・国民生活を支えるライフラインとして極めて重要。

世界単一市場において国際競争が激化する中、我が国商船隊の核となるべき日本籍船及び日本人外航船員の総数は極端に減少し、憂慮すべき事態。



安定的な国際海上輸送の確保を図るための対策の実施が急務

具体的施策

国際競争条件の均衡化、日本籍船及び日本人船員の確保を図るため、トン数標準税制の創設等を行い、外航日本籍船を平成20年度からの5年間で2倍に、外航日本人船員を10年間で1.5倍に。

6. 海洋の安全に関する制度の整備

周辺海域における不審船、密輸・密航等の犯罪に関わる船舶の侵入や航行の秩序を損なう行為を防止するため、制度上の整備を検討し、適切な措置を講じる。

(外務省、国土交通省、防衛省、警察庁 等)

現状及び問題点

- 停留やはいかい等を伴う不審な航行をしている外国船舶により航行の秩序が乱されている。
- 密輸・密入国、工作船等犯罪に関わり得る船舶の侵入や、海賊行為、海上輸送による大量破壊兵器の拡散のおそれ等がある。

海洋基本法の制定

「海洋の安全の確保」は同法の基本理念の一つ。

対応

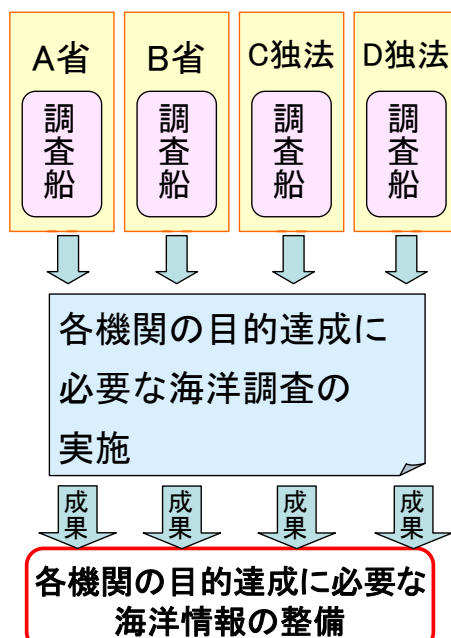
- 領海等において外国船舶が正当な理由なく停留、はいかい等を行うことを禁止し、これに違反している外国船舶に対する立入検査・退去命令の措置等を規定する法案を、平成20年の通常国会に提出し成立。
- その他の法執行体制の整備について、関係省庁と連携・協力し、検討。

7. 排他的経済水域等での一体的な調査の推進

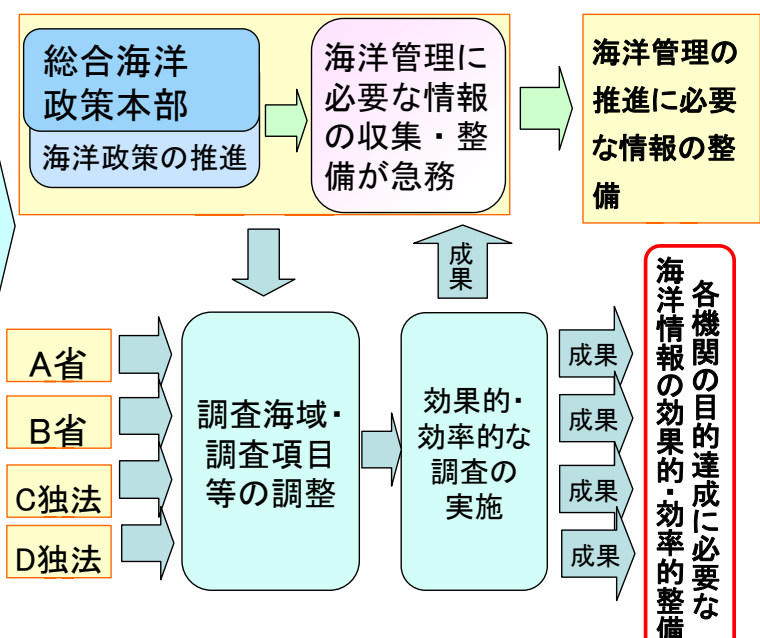
各府省等が実施する海洋調査について、効果的・効率的な調査を促進するため、調査海域、調査項目等の調整を行うとともに、海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備を重点的に推進する。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 等)

従来の海洋調査



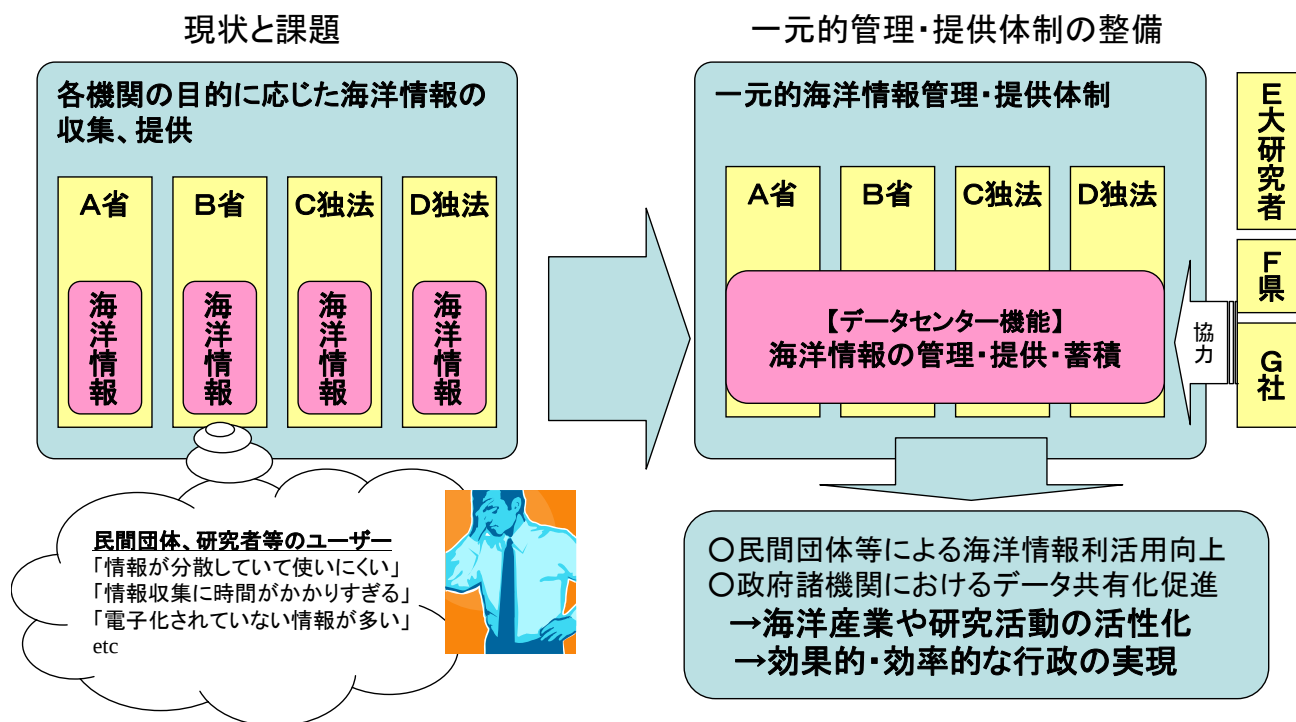
一体的な調査の推進



8. 海洋に関する情報の一元的管理・提供

政府関係諸機関において保有している海洋に関する情報について、一元的管理・提供する体制を整備し、海洋産業の発展、科学的知見の充実、各機関の効果的・効率的な行政の実現を図る。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省 等)



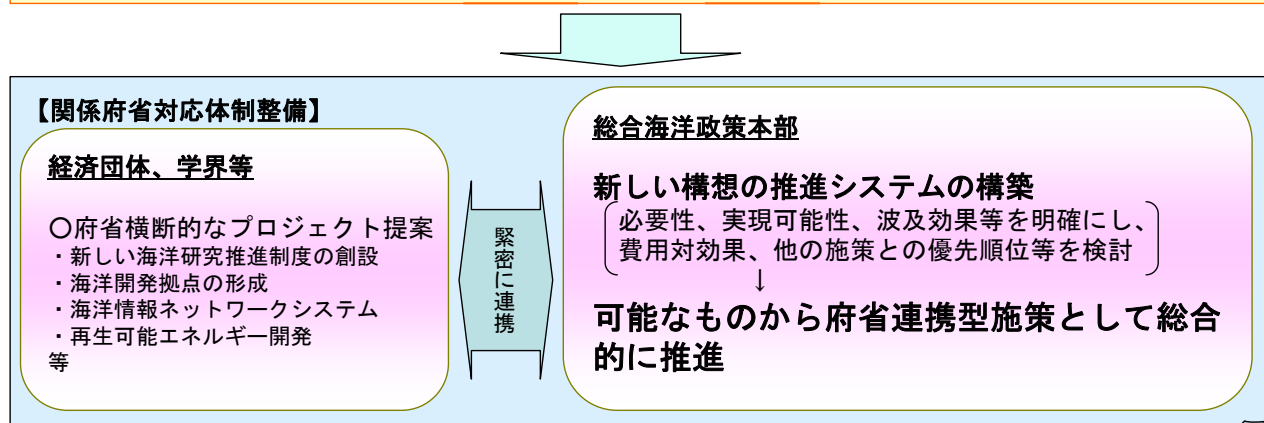
9. 海洋に関する研究開発の推進

経済団体や学界等から提案される、海洋に関する府省横断的な研究プロジェクト等の構想のうち、他の施策に優先して行う必要があると認められるものについて、関係府省による対応体制を整備し、総合的に推進することにより、海洋の研究開発活動の活性化に資する。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

【現状と課題】

- 海洋基本法の制定を契機に、経済団体や学界等から、関係府省の所掌を超えた様々な研究開発制度、研究開発プロジェクト等に係る各種構想が提案されている。
- こうした開発構想は、概して関連分野が多岐にわたること、初期投資が大きいこと等から容易に実現に結びつかない面がある。



10. 沿岸域の総合的な管理

総合的な土砂管理の取組の推進等の海域・陸域一体となった施策、海面利用のルールづくり、沿岸域における関係者の連携体制の構築等を推進するとともに、地域の実情も踏まえた沿岸域管理のあり方を明確化し、施策を推進する。
(農林水産省、国土交通省、環境省 等)

沿岸域を取り巻く状況

1. ダムの整備、河道での砂利採取、沿岸構造物等の整備
2. 人口の集積等による生活排水等の発生
3. 陸域での諸活動によるゴミの発生
4. 臨海工業地帯の形成等に伴う海域の埋め立て
5. 漁業、海洋レジャー等海域利用ニーズの増大 等

沿岸域で生じている課題

1. 陸域からの土砂供給量の減少等による海岸侵食の進行
(年間160ha(1978～1992の平均)の消失)
2. 生活排水等による閉鎖性海域等の汚濁の進行
3. 河川を通じて流入するゴミが漂流・漂着ゴミ問題の一因
4. 自然海岸、藻場、干潟、サンゴ礁等の減少 等
5. 海域における利用の輻輳、様々な利用形態間でのトラブルの発生

沿岸域の総合的な管理に向けて

- 陸域と海域を総合的・一体的に管理
※総合的な土砂管理の取組の推進
※栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進
※陸域・海域一体となったゴミ投棄抑制の取組
※自然に優しく利用しやすい海岸づくり 等
- 海面利用のルールづくりの推進等適正な利用関係の構築
- 地方公共団体を主体とする関係機関の情報共有・連携体制づくり

地域の実情を踏まえた沿岸域管理のあり方の明確化、施策の推進

11. 海洋管理のための離島の保全・管理

広大な管轄海域を設定する根拠の一部となる等重要な役割を担う離島について、海洋政策推進上の位置付けを明確化し、保全・管理に関する基本的な方針を策定するとともに、離島の保全・管理、振興を推進する。
(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

離島の振興に関する現在の取組

- ・生活基盤、産業基盤の整備等に係る状況の改善
- ・地理的、自然的特性を活かした振興

- ・自立的発展の促進
- ・住民の生活の安定、福祉の向上

離島の現状

- ・人口減少、高齢化による衰退への懸念
- ・保全に関する明確な方針なし

離島のあり方に関する検討

- (有人) 定住環境の整備
- (無人) 離島の海洋政策上の位置付けの明確化に必要な検討

離島に期待される役割

- ・管轄海域の設定の根拠
- ・海上の安全確保
- ・海洋資源の開発、利用の活動拠点
- ・周辺海域の環境の保全 等

策定

海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針(仮称)

(方針のイメージ)

- ・保全・管理の体制、
- ・保全・管理方針
- ・取組のスケジュール 等

平成 21 年版 海洋の状況及び海洋に関して講じた施策

平成21年8月発行

発行：内閣官房 総合海洋政策本部事務局